

令和 7 年 第 4 回

南阿蘇村議会定例会会議録

令和 7 年 12 月 9 日 召集

南阿蘇村議会

会期日程

令和7年第4回定例会

会期4日間

期日	曜日	区分	時間	日程等
12月9日	火	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 上程議案説明 一般質問
12月10日	水	休会	午前10時	
12月11日	木	合同常任委員会	午前10時	2常任委員会による合同 審査（議場）
12月12日	金	本会議	午前10時	質疑 討論 採決 閉会宣言

第 1 号

12月9日 (火)

令和7年第4回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年12月9日(火)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- | | |
|-------|------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第12号 専決処分事項の報告について |
| 日程第5 | 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第6 | 議案第53号 南阿蘇村ふるさと応援基金条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第54号 南阿蘇村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第55号 南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第56号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第57号 南阿蘇村お試し移住滞在体験施設設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第11 | 議案第58号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第12 | 議案第59号 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第14 | 一般質問 |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番		7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	河市原克恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
副村長	園田秀也
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和7年第4回南阿蘇村定例会を開催いたします。一同その場に御起立をお願いします。

礼。御着席をお願いします。本日は、1番、丸野議員より欠席届が出ております。会議を始める前に、議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードでしておいてください。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 山室昭憲 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番後藤征昭議員。10番、橋本功議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定について

○議長 山室昭憲 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間とし、お配りしております会期日程のとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本定例会は、会議日程のとおりとし、会期は本日から12日までの4日間と決定をいたしました。



日程第3 諸般の報告、議長、各委員長及び広域議員代表並びに監査委員の報告内容

○議長 山室昭憲 日程第3、諸般の報告、議長、各委員長及び広域議員代表並びに監査委員の報告内容につきましては、タブレットに配付のとおりです。



日程第4 報告第12号 専決処分事項の報告について

日程第5 議案第52号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第6 議案第53号 南阿蘇村ふるさと応援基金条例の制定について

日程第7 議案第54号 南阿蘇村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 議案第 55 号 南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 56 号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 57 号 南阿蘇村お試し移住滞在体験施設設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 11 議案第 58 号 令和 7 年度南阿蘇村一般会計補正予算（第 5 号）について

日程第 12 議案第 59 号 令和 7 年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 13 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 山室昭憲 日程第 4、報告第 1 2 号専決処分事項の報告についてから、日程第 1 3、諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてまでを議題いたします。それでは、村長より御挨拶並びに提案理由の説明を求めます。太田村長。

○村長 太田吉浩 改めて皆様おはようございます。提案理由の前に一言御挨拶を申し上げます。まず昨日、南阿蘇村の合併 20 周年を記念する大相撲巡業南阿蘇場所を無事に開催することができました。議会の皆様には、予算の承認、そして当日の御参加と御協力頂きまして、誠にありがとうございました。おかげさまで村内外から 2,500 名の御来場を頂き、合併とこの 20 年のお祝いする会としてふさわしい行事が実現できたと自負をしております。あらゆる皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。そして、特にこれまで三つの村を合併するという大事業を乗り越えて御苦勞された先輩方にも、会場にお越し頂き、そして、これからの新たな村づくりを本日お集まりの議会の皆様とも、心新たに決意をしたところでございます。

そして、この大きな巡業イベントを通して、私が一つよかったなと思うことは、役場職員が、半分は現場に行き、そして半分は平日でしたので、役場に残り業務に携わるということで、大変苦勞は多かったと思います。しかしこうした事業を通して、職員が成長するきっかけとなりました。ふだん接しない方々と接する、そしてふだんと違う業務に携わるやはりこういった現場対応力といいますか、臨機応変に動いていく。相手を見ながら、それに合わせて動いていくというふだんとは違う経験を今回の巡業を通して経験できたことは、職員の成長につながったと思います。私はこの村の成長は、職員の成長なくして成長はないと思って今、村長として選挙で選ばれた人間として役場に乗り込んできております。議会の皆様とも同じ思いで、そして、この村を何とかよくしていきたい。持続可能で、成長と変化が実感できる村づくりをつくっていききたいという思いで挑戦し、村民の皆様から選んで頂きました。この負託に応えていくことが私の責務であると感じておりますので、結果を先送りすることなく、

しっかりと課題を先送りすることなくですね、一つずつ議会の皆様とも相談をしながら、政治的に決着をしていく、過去の課題は後回しにしないという覚悟で、取り組んでいくことを昨日の大会を通じて、また新たな決意をさせていただいたところがございます。今日から始まりました12月の定例議会、さまざま議案もありますし、懸案事項もございます。こういったことに対しましても、しっかりと正面から向き合い、皆様とガチンコ相撲場で、前に村政を進めていきたいという思いで取り組んでまいりますので、議会の皆様にも、御理解と御協力を引き続き、お願い申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

続きまして、本日、今回の議会に提案させていただいております議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。今回の第4回12月定例会には、専決処分事項の報告が1件、規約の一部変更が1件、条例の制定改正廃止が5件、令和7年度補正予算が2件、人事案件が1件、以上10件となっております。御審議頂き、議決を頂きますようお願いをいたします。

それでは各議案について説明申し上げます。初めに、報告第12号専決処分事項の報告についてであります。本議案は、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて令和7年10月22日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。本件は、令和7年9月19日に発生した事故に関し、速やかに損害賠償を支払う必要があったことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分により、対応させていただきました。なお本村が、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。事件の概要などは記載のとおりでございます。

次は、規約の一部変更案件です。議案第52号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、及び規約の一部変更についてであります。本案件は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和8年3月31日をもって、菊池市が脱退することに伴い、規約の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号、南阿蘇村ふるさと応援基金条例の制定についてであります。本議案は、南阿蘇村へのふるさと寄附金を適切に管理し、寄附者の意向に基づいた事業に活用するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、ふるさと応援基金の設置及び運用に関する規定を定めるものであります。

次に、議案第54号、南阿蘇村乳児等通園支援事業の整備及び設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。本議案は、令和8年度から国が推進する新たな保育政策である乳児等通園支援事業、いわゆる子ども

誰でも通園制度が全国の自治体で実施されることに伴い、児童福祉法に基づき、当該事業の設備及び運営に関する認可基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第55号、南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、国家公務員の住居手当の改正を踏まえ、社会情勢や住宅事情の変化に応じて、南阿蘇村一般職員の住居手当の支給基準を現状に即して改正するものであります。

次に、議案第56号、南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本議案は、お試し移住体験施設の運用を改め、移住定住促進空き家住宅として活用することを目的とするものです。これに伴い、施設の利用目的、及び管理方法を整理する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第57号南阿蘇村お試し移住滞在体験施設設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。本議案は、条例で定めるお試し住宅体験施設を、移住定住促進空き家住宅へと主な運用用途を変更することに伴い、当該施設の設置根拠となる本条例を廃止するものであります。

次からは補正予算についてです。議案第58号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号についてであります。今回補正予算は歳入歳出それぞれ4,598万3,000円を追加し、総額を120億339万1,000円とする補正予算であります。主な歳入補正の内容につきましては、地域経済循環創造事業交付金の減により、国庫支出金を3,277万6,000円の減額、ふるさと寄附金による寄附金を5,000万円の増額、合併特例低減対策準備基金の増により繰入金を5,448万7,000円の増額、下水道事業、一時貸付金の減により、諸収入を5,885万円の減額。緊急防災減災事業債や災害復旧事業債などの増により、村債、1,500万円を追加計上し、財源の確保を行ったところであります。主な歳出の補正予算につきましては、総務費では、ふるさと応援寄附積立金、ふるさと納税関連事業などにより、3億4,815万9,000円の増額、民生費では、子育て世帯への嘱託応援事業、放課後児童クラブユニットハウスリース関連費用などにより、3,595万6,000円の増額、衛生費では、下水道事業会計一時貸付金の減により6,807万5,000円の減額。農林水産業費では、攻めの園芸産地対策事業補助金、恒久防火帯緊急整備事業などにより1,316万円の増額、商工費では、小売店等における買物支援対策補助事業、観光PR委託業務などにより、4,390万円の増額、予備費では、ふるさと応援基金、新設に伴う基金の積立てにより、3億5,000万円の減額となっております。

次に議案第59号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号に

ついてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ186万3,000円を追加し、総額を17億7,160万円とする補正予算であります。主な補正内容につきましては、歳入では、国庫支出金を108万1,000円。一般会計繰入金金を78万2,000円増額するものであります。歳出では、介護システム法改正対応業務として186万3,000円増額するものであります。

最後は人事案件です。諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本件は、人事擁護委員の任期満了に伴い、候補者として村長が推薦する者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお伺いするものであります。推薦する方は、大津眞佐子氏と桐原茂氏の2名であります。大津氏は、住所が南阿蘇村大字両併599-1、生年月日は昭和34年11月16日の66歳、桐原氏は、住所が南阿蘇村大字吉田23-4生年月日は昭和34年10月10日の66歳でございます。お2人はともに人格見識が高く、人権擁護委員として適任と認められることから、議会の御意見を頂いた上で、村から推薦し法務大臣の委嘱を受けて、今後3年間にわたり、地域の人権擁護活動に御尽力頂く予定でございます。

以上が、今回提案を予定しております議案説明であります。なお、最終日に追加議案として、ヨ・ミュールの指定管理者の指定について上程をしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 山室昭憲 以上で、今回執行部から提案されました全議案についての説明を終わります。

-----○-----

日程第14 一般質問

○議長 山室昭憲 日程第14、一般質問を行います。発言の通告がっておりますので、これより順に質問を許します。質問される方は、要点を簡潔にお願いいたします。答弁される方は、質問内容についての的確に答弁をお願いいたします。なお、質問時間は1人20分以内となっておりますので、御承知願います。7番、河内克也議員の質問を許可します。河内議員。

○7番 河内克也 7番河内です。議長の許可を頂きましたので、12月定例会の質問を行います。一般質問は、提出された議案に関係なく、南阿蘇村行財政全般の課題、課題についての政策論議だと私は考えておりますので、今回は、今まで質問のなかった私の考える今の課題、問題について質問を準備してきました。今回も2問ありますので議長、一問一答方式の許可をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 許可します。

○7番 河内克也 ありがとうございます。また今回も、簡潔で分かりやすい質

問となるよう、質問を補完する補助資料を作成して作成し、事前に議長の許可を頂き、皆様のお手元に準備をしていただきました。感謝申し上げます。

1 番目、南阿蘇村の浄化槽設置状況と、そのうち、市町村設置型の今後について質問をいたします。御面倒ですが、補助資料ナンバー 1 を御覧ください。資料をもとに質問をいたします。水の生まれる里、我がふるさと南阿蘇村、浄化槽は村の水質、身近な河川の水質及び水量維持のために大切な役割を果たしています。本村には白川地区を中心とした農業集落排水施設と、個人住宅、事業所との合併浄化槽が排水を処理しており、特に村は分散型の集落が多いので、合併浄化槽が水環境の保全を担っていると今改めて強く感じております。補助資料のところに当たり前のことですが、浄化槽の役割として、浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所など、家庭から出る汚れた水を微生物や小動物の働きを利用して浄化し放流する所処理施設、そしてそれぞれの御家庭で浄化放流するので、浄化槽を設置し利用している利用者一人一人の、環境への意識が高まります、とちょっと書かせていただいています。そしてちょっとイラストで書いてますように、合併処理浄化槽でこれは生活排水とし尿を処理しますので、全ての排水を処理します。そして右のほうが、みなし浄化槽、単独処理浄化槽です。これは、し尿しか処理しません。BOD ということで書いてますが、生物化学的酸素要求量ですが、合併浄化槽は 90% 除去します。単独槽の場合は 65% の処理になります。単独槽ということは結局し尿しかしないので、台所とか、お風呂場の雑排水はもうそのまま流すということになります。

そこでまず、村の現状について質問いたします。1 番目、24 年前に、みなし浄化槽、単独槽は廃止されましたが、現在の村内浄化槽の現状、単独処理浄化槽の数、まず、単独処理浄化槽の数、そして、補助金でつくっていただいた、個人設置型の数、村が管理しています市町村設置型の数、そして把握しておられるならば、くみ取り式でそもそも御家庭に浄化槽がない数をお聞きいたします。2 番目に、今、質問した中の市町村設置型の今後の進め方についてお聞きいたします。資料の下のほうにありますように、村の上下水道の今後の在り方について、2 年前の 10 月、上下水道事業審議会に諮問が行われ、昨年 5 月に答申書が提出されています。私も委員として参加をいたしました。その内容は補助資料、下のほうにちょっと書いておりますが、右のほうに青の二重線で書いておりますのが、審議会の経過です。そして下のほうに、赤のアンダーラインで書いていますのが、印してありますのが答申の内容です。答申の中身は、村設置型合併処理浄化槽が、使用者へ譲渡されるならば、これまで使用者が負担していた使用料よりも、譲渡後のほうが安価になります。同時に、村の財政負担も軽減されます。これは後でまた申し上げます。譲渡の在り方については、個人で合併処理浄化槽を設置している住民との公平性を確保することを要請。こ

ういった内容で答申書が出されております。今申し上げましたように、村設置型浄化槽は審議会で、将来的には無償譲渡の方針が示されました。今後どのように議論し、譲渡に向けて進めていくお考えか、太田村長にお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 7番、河内議員の御質問にお答えいたします。今回の村の潜在的な課題に光を当て、そしていつも分かりやすい補助資料を添えてですね、御質問に立っていただきまして、誠にありがとうございます。御質問頂きました件につきまして、答弁をさせていただきます。

まず本村の浄化槽の設置状況についてですが、現在村内にはトイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽が379基残っております。これらは、平成13年の法改正以降、新規設置が禁止されております。一方、トイレの汚水とあわせて、生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽は、村全体で合計3,112基を把握しております。このうち、平成16年度から令和元年度にかけて村が主体となって設置管理してきた村設置型合併浄化槽は446基あり、現在442基が地域住民の皆様の生活環境保全に大きく貢献しているところでございます。なお浄化槽なしの世帯数については把握できておりません。

次に、設置型の今後についてお答えいたします。村設置型合併浄化槽事業は、利用者の皆様から頂く、使用料収入だけでは維持管理費を賄うことが困難であります。このため毎年収入不足を補うために、一般会計から多額の繰り出しを行っており、これが村全体の財政に大きな負担となっている状況であります。この状況を鑑み、村では、令和5年度に開催された上下水道事業審議会に諮問し、今後の在り方について議論してまいりました。審議会での使用料を引き上げる案と時期を検討しながら、無償譲渡を行う場合の二つを提示させていただきました。その結果今後も村が管理を継続するよりも、補助金適正化法に基づく財産処分の期限、そして起債償還が終了するタイミングをとらえ、利用者の皆様への無償譲渡を進めていきたいという提案を行っております。この提案に対し、審議会からは、個人設置型を選択された住民の皆様は、初期費用を負担されているため、公平性を損なわないように、譲渡の在り方を慎重に検討すべきまた、個人設置型と村設置型の初期費用、維持管理費、使用料総額などの費用負担を詳細に試算比較し、住民の皆様への十分な御理解が得られるよう進めるべきという大変重要な答申を頂いております。

当初この答申を踏まえて、諮問を今年度中に再度行う予定でございました。しかしながら現在村は行財政改革を断行している最中でございます。村の行財政改革の全体方針が明確になった後に改めて審議会に諮問することが適切であると判断し、誠に恐縮でございますが、審議会の開催を令和8年度、来年度

に延期させていただきました。今年度は行財政改革の方針を踏まえつつ、来年度に審議会を開催し、公平正確の確保と住民理解を第一に議論を進め、目標としましては、令和10年度以降の無償譲渡に向けて、準備を進めてまいる所存でございます。以上で、7番河内議員御質問に対する答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。御答弁頂きました。これからまた建設的な議論となりをちょっと一つ一つ整理していきます。まず具体的なことで、すんでまず水・環境課長にお聞きいたします。今の答弁で、村の現状でみなし浄化槽、単独槽は379基、残り合併処理浄化槽は3,112、そのうち、村が管理している村設置型は、446基ということでちょっと割ってみると、合併浄化槽の中の14%を占めるみたいです。そして浄化槽なしの世帯は、世帯数は把握していないとのことでした。私はその中で浄化槽を設置されていてもまだ設置届を出されていないとか、そういう、別荘とかそういう世帯もあるのかなということをお聞きしたいと思いましたが、全体の世帯数から差し引いてもまた相当な数、くみ取り式のまず御家庭があるのかなということをお聞きしたいと思いましたが、そういうとらえ方をしました。

担当課長にお聞きいたします。私もずっと行政にて浄化槽の補助事業の歴史を考えたときに、新しく移住定住していただくときの住居新築時の補助金、そういう目的もあります。まず、まず基本は昭和の時代、くみ取り式だった村の御家庭の衛生面改善、生活環境保全と自然環境保全のため、合併浄化槽を設置していただく、くみ取り式をやめて合併処理浄化槽を設置していただくということが、補助事業の目的、スタートであった。そこが基本重要だと私は思っております。このことについて担当の水環境課行政の考えを課長にお聞きいたします。あわせて、この議論の参考のために、浄化槽は何年もつものなのか。行政として浄化槽の耐用年数についてお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 今村水・環境課長。

○水・環境課長 今村隆博 水・環境課長の今村です。7番、河内議員から、浄化槽の耐用年数についての御質問がありましたので、お答えいたします。適切な維持管理が行われている場合、浄化槽の実際の物理的な耐用年数は、構造や材質によって大きく異なります。FRP製、強化プラスチックの浄化槽の場合は、本体の水槽の部分ですが、20年から30年程度、あるいはそれ以上持つことが多いです。ただし、ブローアやポンプ、制御盤などの付属品は消耗品であるため、一般的には5年から10年程度で交換が必要になります。コンクリート製の浄化槽の場合は、比較的古くに設置されたものに多く、本体構造は30年以上非常に長く持つことが期待されます。重要な点としまして浄化槽は、本体が長もちしても、内部のろ材や、微生物の働きが重要であり、ブローアな

どの機器が停止すると正常に機能しなくなります。したがって、法定耐用年数の10年を超えても使用は可能ですが、定期的な点検、清掃、付属機器の交換が、不可欠です。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。御答弁頂きました。20年から30年でコンクリだったら30年以上とか、管理が大切だということで、単独槽の場合はもう廃止になって24年経ってるってことは、みなしの浄化槽の方々もですね、次はもう是非合併処理浄化槽に変えていただく時期だということをまず今捉えさせていただきました。

そして2問目を整理しますと、2番目の村設置型の今後については、答申の内容を大事にしながら、行財政改革がまとまった後に、来年度、審議会を開催され、8年度と今、村長おっしゃいました。審議会を開催され、質問予定である。目標は、令和10年度以降に無償譲渡に向けて準備を進めるとの村長の御答弁でした。今後の流れ、進め方は分かりました。行財政改革という言葉が出てきましたが、行財政改革、私の思いとしては考えとしては、この村の設置型浄化槽の、譲渡時の財政効果をちょっと考えさせていただきました。整理しました。1番目に、この村設置型浄化槽の財源には起債が充てられております。その償還金の50%は交付税措置されています。3年後、令和10年度より前に無償譲渡すれば、償還金に対する交付税が受けられなくなり、村の損失が発生します。これが一つ。2番目に、3年後から無償譲渡が実施できたら、約年間、1,700万ってことをおっしゃいましたんで、10年に考えるならば1億7,000万円。村からの繰り出し負担が必要なくなります。企業会計の繰り出しが必要でなくなります。これは財政効果があります。3番目に譲渡期間が遅くなると先ほど質問しましたが、合併処理浄化槽も老朽化が進むため、可能な限り早く譲渡することが、望ましいと端的に私は思います。以上申し上げたようなことから、この厳しい財政状況下、私は無償譲渡に向けて、これから2年間は大切だと思います。計画的に準備を進めていくべきだと考えます。村長もおっしゃってましたように、そのためには、多くの受益者への丁寧な説明、400戸以上の受益者がおられます。非常にこのことにも関心を持っておられて、私もいろいろ御相談、お話を頂きます。丁寧な説明で、個人で設置管理されている方への御理解、多くの村民の理解が得られることが大事だと思います。私は金額を出して考えを述べましたが、行財政改革面と譲渡に向けて、村民の理解を得ることについて、最後、村長の考え方をお聞きいたします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 河内議員ありがとうございます経済の財政の効果とか、耐用年数とかからまたそういった部分を割り出させていただいての追加質問とい

うことで受け止めさせていただきます。まず行財政改革についてですが、御案内のとおり本事業は、令和6年度に事業の独立採算性の強化、コスト構造の明確化を目指し、公営企業会計に移行しています。この企業会計移行後の収支改善の可能性、あわせて現在断行中の行財政改革の全体方針を総合的に見極めたいと考えております。そして譲渡に向けて、村民の理解を得ることにつきましては、個人設置型と村設置型の生涯コストをさらに詳細に試算し、まずは公平性の担保策を明確にした上で、全ての村民の皆様に丁寧且つオープンな説明を行う準備を計画的に進めてまいります。その上で議員御質問がありました、財政の健全化と住民の皆様への理解の醸成を車の両輪に例えまして、両方同時に進めていくことが必要であるというふうに考えております。目標であります長く先送り先ほど冒頭の御挨拶でも述べましたが、こうした課題に対して、きちっと、計画的にそして先送りすることなくですね、計画的に進めて取り組んでまいりますことを改めて、答弁をさせていただきます。以上で答弁終わります。

○議長 山室昭憲 7番、河内克也議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。2問目の質問に入ります。火災の多い時期を迎えています。大分市の佐賀関の本当火災大変だったと思いますし、被災者の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。リチウムイオン電池が原因の火災発生など、今、全国で大きな問題となっており、連日テレビ、新聞等でも取上げられている。リチウムイオン電池の処分についてお聞きいたします。私が物心ついたとき、電池といえばマンガン電池アルカリ電池の時代でしたが、34年前、電子機器のさらなる高性能化、多機能化の流れの中で、登場したのがリチウムイオン電池です。ソニーが世界で量産化し、現在では、各社から発売され、スマホからパソコン携帯の扇風機等我々の身近な電化製品、また最近では、電動工具や電動アシスト自転車電気自動車など高出力タイプのアプリケーションへの搭載も進んでおり、リチウムイオン電池の需要はさらに拡大を続けています。そして冒頭申し上げましたように、現在、事業拡大中のリチウムイオン電池を使ったモバイルバッテリーというのは、こういったバッテリーですねこれに充電をして、そして野外とかで外でスマホに充電をする、そういったのがモバイルバッテリーです。電化製品が原因での住宅火災、ごみ収集車リサイクル施設での火災が多数発生しています。前年から倍増するペースでリチウムイオン電池等が起因するとうたわれる火災が発生しています。おとといの熊日新聞に載ってましたが、モバイルバッテリーが、かばん、バックの中に入っていて、空港で発火したとか、充電中や飛行機電車等で、移動中の火災であったり、必要がなくなり、悪気はなく、一般ごみとして捨ててしまうことで、ごみ収集車や廃棄物処理施設などのごみ処理業務の中での火

災が社会問題の一つとなっており、まず順番的に私は、阿蘇広域管内市町村で議論し、解決していかなければならない課題としてとらえて、2か月前の阿蘇広域行政事務組合定例会で質問を行いました。

御面倒ですが、補助資料ナンバー2を御覧ください。質問と答弁内容をちょっとまとめております。上のほうの質問、これまず消防のほうにしました。リチウム電池が起因原因の管内の住宅火災についてお聞きいたしました。消防のほうで全国的に問題となっており、昨年まで5年間で2,350件発生、阿蘇地域では消防のほうでは民間で3件発生している。はっきりリチウムイオン電池が原因だというはっきりしたのが3件だったそうです。そして担当の環境衛生課では、ごみ収集車処理施設内の火災、そして住宅火災もこれ合わせてだと思いますが、3年前は2万1,751件発生。増加傾向であると。未来館RDF処理可燃ごみ破碎工程で、過去5年間で10件の発火事故が阿蘇でも起きたと、リサイクル施設ごみ収集車においては、厳しい対策をとっており、発火事故は発生していないという答弁でした。大事なところです。質問の真ん中に、リチウムイオン電池含む家電の処分方法を住民の皆様に周知しているのか、これまでの取組をお聞きいたしました。答弁は、分別した不燃ごみとして収集しており、特に分別収集や広報等を行っていない。今後、構成市町村と協議しながら対策を検討していくという御答弁でありました。質問の結果、処理の方法は、広域行政自治体によって異なっており、正しい分別処分の方法を住民、南阿蘇村の村民の皆様に周知することが最も重要であると強く感じました。そこで、通告書にも書いていますように、阿蘇広域の構成市町村である本村の責務として、適切に処分に向けての村の対応、考えをお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。7番河内議員のリチウムイオン電池の処分についてお答えをいたします。御指摘のとおり、全国的に一部イオン電池が原因と見られる火災の発生は増加傾向にあり、本村としても、極めて重大な問題と認識し、強い危機感を持っております。実際、阿蘇広域行政事務組合の未来館RDF施設においても、河内議員御指摘のように、過去5年間で10回程度のリチウムイオン電池などが原因と見られる。発火現象が起きており、施設運営の安全確保の観点からも看過できない状況であります。リチウムイオン電池等の改修につきましては、現在、阿蘇広域行政事務組合の構成市町村である本村と高森町では、次のように対応しております。取り外し可能なリチウムイオン電池は、平成15年4月から南部中継基地への直接持込み、または役場窓口への持込みを実施しています。このように、村役場窓口で回収されたリチウムイオン電池は南部中継基地を経て、未来館収集運搬を依頼しています。未来館では、作業員の安全を確保しながら手作業で分別を行い、専門の処理業者へ処理を依

頼している状況です。リチウムイオン電池が取り外せない充電式、先ほど議員が御示しお示しになられた充電式小型家電製品は、不燃ごみとして回収または南部中継基地への直接申込みを実施しています。またリチウムイオン電池同様に、未来館での分別後、専門の処理業者へ処理を依頼している状況です。

今後の対応と、村の責務といたしましては、住民の安全確保と処理施設の安全を最優先として、主に二つの対応を重点的に進めてまいります。一つは、住民への徹底した周知と啓発です。具体的にはリチウム蓄電池や充電式小型家電製品等の適切な回収方法の周知を徹底するとともに、特に発火事故を防ぐため、テープで端子を覆うなど、電池の絶縁処理方法、や、破損品、膨張品の取扱い店など、安全に取り扱う際の際に注意すべき点の周知を広報紙やホームページなどあらゆる媒体を通じて強化をしてまいります。

もう一つは、阿蘇広域行政事務組合内組合内での協議への主体的な参画です。分別、収集方法の改善については、構成市町村と協議の中で決められますが、本村の責務として、より安全で効率的な回収、処理体制の構築に向け、積極的に意見を出し、早期の体制強化に努めてまいります。具体的な分別収集方法の詳細が、この協議を経て決定された後、家庭ごみ分別カレンダー等に反映させ、住民の皆様へ改めて周知できるよう進めてまいります。現在、2026年4月施行の資源有効利用促進法、いわゆる資源法の改正について情報共有がなされております。今回の改正の最も重要なことは、一部の製品における法的な回収義務化の導入であります。これまで製造事業者等には、自主的な回収、再回収、再資源化の責務が課せられてきましたが、法改正では、回収が特に必要とされる製品群を選定し、その回収について、法律に基づく義務として課す見込みであります。本村はこの法改正の動向も注視しながら、広域行政事務組合と連携し、新たな制度下でも住民サービスの滞りのない提供ができるよう準備を進めてまいります。以上で河内議員からの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 7番、河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。御答弁頂きました。この質問もまず具体的なことがありますので、課長、それから村長にまた再質問いたします。課長には申し訳ないです。連ちゃんでも二つとも重要なことだと思いますのでよろしくをお願いします。私の質問の趣旨は、補助資料にも書いてますように、これまでの住宅火災はストーブ、コンロ、たばこの不始末、そして漏電等が火災の原因でしたが、このリチウムイオン電池の普及で、この電池が火災の可能性、割合が非常に高くなっているとの危機感があります。もちろんごみ収集車リサイクル施設の火災は、大きな構成市町村の機能を麻痺させるだけではなく、大きな損害を与え、広域で働く人たちにとっては生命に関わる大きな問題であるとの認識からの質問であります。これも資料のほうに書いてますが、さい

たま市の施設では、火災で不燃ごみの受入れが3週間ストップ。且つ、被害額は3,000万。京都市では、施設火災でゴミ受入れ再開まで半年間、修繕費用として1億5,000万要した事例があります。村長の御答弁で、極めて重大な問題、強い危機感を持っていると認識を示していただき、住民の安全確保と、未来館等処理施設の安全を最優先にしていくとのことでした。まず行政として、村として、正しい処分方法の周知、正しい処分方法を伝えることから始めていただきたいと思います。

村長が今、モバイルバッテリーの端子をちょっとテープで覆うとか、そういうことをおっしゃいましたが、私はそのためちょっと持ってきてたんですが、この端子をこういったテープで、覆うことで、絶縁します。これで絶縁することによって火災の発生を防げるということです。そしてまた村長、国の動きとして、ちょっと国の動きのほうがこの部分は遅いと思います。資源有効利用促進法改正案の中で、製造者、輸入業者等の回収義務化という最新の動きも紹介していただいて、参考になりました。

2点質問いたします。まず課長に、資料にも書いてますように、阿蘇広域行政定例会での質問時答弁で担当課長会議を11月中旬に予定しているとのことでしたので、課長会議の結果内容について、水・環境課長にお聞きいたします。そして最後に、村長に全体的な御答弁そして、湯の里荘の横に蓄電所の建設計画あります。今日もちょっと後で御説明頂く予定のようですが、これも蓄電施設はリチウムイオン電池が多分使われると思います。そこらを含めて、全体的にですね、村長のお考えをお聞きいたします。以上です。

○水・環境課長 今村隆博 水・環境課長の今村です。7番河内議員から、市町村環境衛生担当課長及び担当者会議の協議内容についての御質問がありましたので、お答えいたします。近年リチウムイオン電池が原因と見られるゴミ処理施設における火災事故が全国的に多発しております。阿蘇広域行政事務組合の未来館においても、同様の事態が発生いたしました。これを受けまして、構成市町村と広域的な対策を協議するため、阿蘇広域行政事務組合が掲げる構成市町村と協議しながら、対策を検討する。という過程の一環として、市町村環境衛生担当課長及び担当者会議が11月13日に開催され、協議されました。協議では、リチウムイオン電池の危険性周知や、分別方法の見直しといった近々の課題に加え、将来的な国の法改正という中長期的な視点も踏まえ、広域行政全体での対応の方向性について確認協議を行いました。今後は、この協議内容に基づき、構成市町村と緊密に連携し、住民への具体的な啓発方法や、分別収集の体制、及び、住民がリチウムイオン電池を含む製品の安全性に排出できる仕組みなどを速やかに構築し、広報誌やウェブサイトを通じて、広報活動を進めてまいります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 はい。河内議員から今回リチウムイオン電池の危険性について、またその適切な処理方法についての御質問を頂きました。これまで答弁をしたとおりですね、村民の生活をしっかりと守っていく上でこの火災事故というのは今年になると山林火災から始まり、そして先ほど御指摘のあった佐賀の関の火事。住宅火事等ですね。広がっております。そういったことも防いでいくことも一つ、行政の務めでもあるというふうに考えております。起きたときの初期消火、そういったことも大事だろうと思っておりますので、以前、議員からも御指摘のあった消火器の設置などの促進も村がリードしながら、来年度から積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。とにかく起きる前にしっかりと対応するということが事前の予防として、あらゆる面で大事であるという認識のもと、村民の皆様への御理解への周知、そして行政ができる役割、そういったものをしっかりと明確に分けながら取り組んでまいりたいと考えております。

そして最後に御質問がございました、大型蓄電池所の設置についてであります。これは民間企業が進めている事業であります。行政が誘致をするとか、そういった類いのものではありませんが、現在、阿蘇郡内でメガソーラーはこのカルデラ内では設置はできないというようなことの流れから、現在、蓄電池への設置と、これも、再エネ賦課金等の投資目的で、村外の業者の方がこの地に設置を希望するというような事案が今起こっております。この件に関して、そういった法的な手続を踏まれて、役場にも御相談にこられることでもありますので、かたくなに蓄電池だから今の時点では駄目だというような回答ができる状況でないというようなことも事実であります。ですから今現在、阿蘇郡市町村会の中で話しているのがこういったメガソーラーに続く蓄電池の動きに対してしっかりと予防線を張れるような動きをしていこうという市町村の中での今、動きも取り組んでいるところであります。近々文書をまとめまして、そういった発信も、7市町村、の首長連名で発信することができるよう、そこには熊本県知事も入っていただく。そういったことも踏まえて、しっかりと民間の動きとまたそういった地域の環境を守る、安心安全に寄与する、そういった動きと、また、別のすみ分けをしながらですね、対応をせざるを得ないというようなところで今動いているところでございますので、少し話は大きくなりましたが、家庭内の安心安全から地域の安心安全まで、一体的に、考えながら、そして村単独では難しい場合は、地域を広げて、阿蘇広域、さらには国、県というような形で、しっかりと対応に取り組んでいくというところで、私からの答弁とさせていただきます。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。蓄電所施設については全然通告書にも書いてなくて申し訳ないと思いますが、話を発展する中で出ての動きを御説明頂いてよかったですと思います。ちょっと資料のほうの最後のほうに、今、ちょっと国また広域の動きが遅いというか、最近火災という大きな問題が出てきたので、こういう取上げ方を私はしておりますが、今、村ができることっていうことで、二、三週間前にちょっと資料の会議で、熊本市の高田公民館という、南区の公民館に行きましたら、この資料の下のほうに、分別拠点の改修ということで、こういう分別箱が置いてありました。この中に、こういったリチウムイオン電池を取り外せない部分の小さい電化製品辺りを入れてくださいというような、ちゃんとした燃えないような容器でですね、つくってありましたんで、一つの例として、資料に書かせていただきました。本当前向きな答弁を頂いてありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、7番河内克也議員の質問を終わります。ここで休憩をしたいと思います。

-----○-----

11時00分 休憩

11時00分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 再開いたします。

-----○-----

○議長 山室昭憲 10番、橋本功議員の質問を許可します。橋本議員。

○10番 橋本功 10番橋本です。議長2問の質問事項がありますので一問一答の許可をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 許可します。

○10番 橋本功 ありがとうございます。通告に従いまして、大綱2点について質問させていただきます。1点目は、そば生産補助金の再導入についてです。2点目は、農業公社についてであります。地域の農産物として欠かすことのできない、特産品であるそば価格補填事業、見直しに関する請願は、令和4年9月議会において採択されました。しかしながら、前村長の独断で、そば生産補助金を一方的に廃止して、農家を窮乏に追い込む原因をつくりましたのが根本的な要因でございます。こうした中で、再び、令和5年11月、生産農家より、そば価格補填事業廃止に関する陳情が提出されましたが、議会はタブレット配信のみによる議員配布でしたので、見過ごしてしまい、私は確認できませんでした。一方、農業公社においては、乾燥調製に係る燃料費、人件費の増加に伴い、受託手数料を3,662円から5,330円に改定し、生産者に1,668円の負担を増とさせました。以上の前村長の対応について、どう対処され

るのか質問をいたします。

1、そば生産補助金については、前年と同水準の3,000円の維持、継続を令和4年8月17日に提出、繰り返しますが、9月、本議会で正式に採択して、一方的に廃止しました。この決定は議会には説明がなく、議会事項である補助金制度が実質的に変更されたことは、生産農家から強い不満と不信の声が上がっております。議会軽視は、村政運営において政治的、行政的な問題を生じます。議会の正式な意思を無視してまで廃止に至った、経緯とその根拠について明確な答弁、説明を求めます。

2、採択されましたが、前村長の独断で補助金は議会に説明もなく、予算化されませんでした。陳情は再度、令和5年11月15日に提出されましたが、なぜ審議できなかったのか。疑問が残ります。補助金は廃止しているにもかかわらず、農業公社の受託手数料を改正されましたが、この手数料改定の根拠、算定方法、そして、補助金制度との関係に関する整合性をお伺いいたします。

3、令和5年2月1日、前村長は、生産者にそば価格補填事業は、今年度一袋1,500円としています。一袋を3,000円に引上げてほしいという議会で採択にもかかわらず、来年度は価格補填を廃止しました。これは生産者農家のいじめの政策と判断せざるを得ません。請願を採択した以上、議会はその実現について、最善の努力をすべき政治的・道義的責任を負うこととなります。村長として、議会との協力姿勢をどのように考えておられるのか。答弁を求めます。さらに農家支援策として、今後どのような方針をお持ちかお尋ねいたします。以上そば生産、補助金の再増についてお尋ねいたしました。南阿蘇村の恵まれた自然環境を生かし、地域農家が安心して、生産を続けられる体制を整えることは、村の将来にとって極めて重要であります。新しい村政のもとで、地域農業の再生と特産品振興の観点から、是非前向きな御検討を賜りますようお願い申し上げます、1点目の質問を終わります。

○議長 山室昭憲 今村農政課長。

○農政課長 今村洋一 農政課長の今村です。10番橋本議員の一般質問、そば価格補助事業見直しについての要旨1、要旨2についてお答えいたします。

まず、質問の要旨1についてですが、そば生産補助金については、令和4年9月9日付けで請願書が提出され、9月16日の本議会で請願書が採択されております。その補助金が廃止された理由としては、令和4年12月8日の合同常任委員会で報告し、令和5年3月16日付の文書でもお知らせしております。説明内容としては、そば価格補填事業は、熊本地震による用水路等の被害により水稻の作付が困難となった農家への支援策として、3年間、平成29年から令和元年度をめどにスタートした時限的救済事業であります。災害復旧工事の遅れによりさらに3年間、令和2年から令和4年まで延長しております。そば

に関しては、現在、水田への作付の場合、水田活用の直接支払い交付金が活用でき、村の支援策とあわせて、二重の補助金が支出されておりますが、他の農産物への価格補填は全く行っていません。補助金の財源のほとんどは、村民の税金が使われていることから、そばだけに価格補填を続ければ、機会の公平性からは、大きくかけ離れることとなります。また一方では、なぜそばだけなのか、不公平ではないかとの意見も多く寄せられているところでございます。現在、地域の農産物としてのブランド化を進めており、令和4年度産は前年と比べ、農家からの買取り額を1袋当たり2,250円から、3,758円へ約40%向上させることができ、引き続き産地として高値取引できるよう、努力してまいりますとお答えしています。その後、そば農家からの買取り額は、令和5年度産で4,940円。令和6年度産は5,000円を超える見込みとなっております。

次に、質問の要旨2についてですが、御指摘のとおり、そばの刈取り料金は、令和6年度産分から値上げさせていただいております。公社設立前は、そば乾燥施設の電気代等も役場で負担していましたが、公社に対する支出は補助金ではないかという指摘もあるため、村としては負担ではなく、公社のそば事業の中で負担するべきと考えて、令和6年度から公社負担といたしました。また、刈取りや乾燥調製等の料金も公社設立前から10年ほど変更されておらず、その間、2015年から、2023年の間に、灯油、軽油ともに40%ほどの価格上昇があり、農業公社の理事会で検討した結果、20%ほど値上げすることといたしました。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 私からは橋本議員からの御質問の要旨3について答弁をさせていただきます。議会と村長とは両輪の関係であることから、補助金の在り方等については、議員の皆様との御意見を伺いながら、適切に判断していきたいと考えております。その一つのあらわれとしてというか、私の公約の一つでありました、しっかりと議会の皆様との信頼関係を築きながら、情報公開もしつつ、政策を立案していくというところで、定例議会がない月は、毎月、議会の皆様にお集まり頂き、現在の方向、そして進捗状況の報告、そしてさらには今後こういう展開をしていきたいというような政策の御相談も申し上げているところでございます。こういった会を通じて引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど農政課長が申し上げました、そばの補助については、熊本県農業経営指標等を参考に、農政課で収益性の検討をしております。そばについては、国の産地交付金や数量払いがあり、ほかの品目と比較しても、労働時間1時間当たりの農業所得は高く、現時点でそばのみに、村単独で補助を行うこと

は難しいと考えておりますが、そばは村を代表する作物であり、農地の耕作放棄地対策としても重要な作物であると認識しております。そこで、そば及びハーブ等の新規作物について、耕作放棄地で栽培を開始する場合についての支援を新たに考えてまいりたいと考えております。また、そばは、天候不良などによる不作が、波があるということも把握しております。収量減などの場合は、これもまた議会の皆様に相談申し上げながら、そういった落ち込んだ場合の対策支援、こういったことも考えてまいりたいと私は思っております。

そしてあわせてそばの生産者の皆様にもお願いしたいことは、やはり統一した意見と先ほど請願という話もありましたが、やはり生産者の皆様の統一した声、意見というものを要望上げていただかないとなかなか行政としての対応も苦慮しているところがございます。是非生産者の皆様には組合的な組織の設立をして、やはりその中での総意として要望を上げていただく、やはりこういった仕組みも必要ではないかと考えております。そういったものを踏まえまして、議会の皆様と相談しながら、支援策を考えてまいりたいという立場でございます。これは私の方針であります。なお、現在の農業者の皆様の、年齢構成を見ると、70歳前後の方が多く、これからの5年間で特に重要な時期になると考えております。これまで先輩方が守ってこられた農地をこれからも維持していくためには、土地利用型作物で経営面積の拡大を図る農業者が将来も安心して営農できる環境をつくる必要があります。それによって、南阿蘇村が誇る田園風景が維持され、村の観光振興にもつながります。具体的には、農業者が農業で生計を立て、家族を養っていくためには、この1時間当たり農業所得が少なくとも2,000円、できれば3,000円程度を確保できる仕組みづくりをしていく必要があると考えております。

現在気候変動等で気温上昇が進む中で、南阿蘇村は比較的冷涼な気候できれいな水と世界農業遺産にも認定された循環型農業など、先人の努力によって引き継がれてきた強みがたくさんあります。そのような本村の農作物のすばらしさをより多くの人に知ってもらいながら、価格転嫁し、あわせて、農作業の効率化も進めていくことで、今後は1時間当たりの農業所得が少なくとも2,000円を確保できるよう仕組みづくりを目指してまいります。

引き続き、議会の皆様との御意見を賜りながら、さらなる新たな南阿蘇村の農業振興を図っていきたい考えであります。以上で橋本議員からの質問の答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 はい。10番橋本です。先ほど課長のほうからも答弁を頂きました。その中に、どうも、これ一部といいますか、答弁を聞いた中には吉良村長の答弁と同じものが入ってる。これはおかしいなと今、先ほど聞きました

けども、前吉良村長の政策をまだ引き継いでおられるのか、お尋ねいたします。

○議長 山室昭憲 今村課長。

○農政課長 今村洋一 農政課長今村です。橋本議員の質問にお答えいたします。これ説明内容ということで9月村長が答弁された内容を説明分で入れたところでお話ししております。したがってそれで努力してまいりますとお答えしておりますということで説明分を丸々、答弁させていただいております。以上です。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 農政課長、できましたらですね、これ自分の考えで、答弁頂きたいと思います。そうしないとですね、私たちも質問するからには前の質問をどんなことをしたかっていうのをですねやっぱ見ますのでね。こういう中で、同じことが起きてるなっていうのが発生したなっていうのが出てくるわけです。是非、自分の考え方でお願いいたします。

それから次にですね、こういう災害工事の遅れによって、3年間ですね。令和2年から令和4年に延長したことですが、時限的救済事業がありましたというのがありますが、この救済事業についてお伺いいたします。何が起きたのかっていうことは分かりませんでしたので、

○議長 山室昭憲 農政課長。

○農政課長 今村洋一 農政課長の今村です。先ほど答弁しましたとおり、復旧工事のですね、水田水路等の復旧工事の遅れによりですね、時限的救済事業ということで延長をしております。以上になります。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 これはちょうどですね課長、コロナ禍の時代じゃないかのときではなかったかなと思うんですよ。そのとき時限的に救済事業が行われたんじゃないかなと思います。もう一度調べていただければと思います。

次にですね、そばだけがですね、非常に簡単にできるんだという、お話を賜りましたけども、そう簡単なものじゃありません。これね短期でできるとじゃなくてですね、やっぱり自然です。作物というのはですね、露地物は全てが自然のが大きいものでございます。そうしますとですね、そこにですね、天候で左右されてね、1例を申しますと、令和5年度は10アール当たり200キロ、収量払いは約4万円。令和6年度になりますと64キロ、収量払いは2万5,000円。もう既に、このように格差が出てくるわけですね。1万5,000円年ごとに随分違うんだということを認識していただければと思います。だからそばは簡単じゃないんです。しかもそのですね、それ一生懸命、特産としてですね、頑張っておられるんですね。高齢者の方々も多ございます。公社の方もですね是非、南阿蘇村の特産として頑張っている以上はですね、

行政のほうも力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
以上です。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 橋本議員御指摘ありがとうございます。先ほどですね、吉良村政の継続じゃないかというような御指摘でございました。これを見直すために、私が選挙で選ばれたと、自覚しておりますので、先ほど今村課長が申し上げたのは、これまでの経緯を説明したという御理解を頂きたい。そして、職員個人の考えを政策に反映することは、やはりこれは行政の継続性としてはなかなかないんじゃないかという意識しております。ですからそういった現実の不具合を我々選挙で選ばれた、首長と議会に変えていきましょう、というのが私の当初の冒頭から申し上げていることであります。ですから行政の職員ができること、我々首長と議会のできることを、やはりその役割の分担をしっかりとしながらですね、持続可能な、そして、やはり変えるにしても急速な変化はまた新たな弊害を生む可能性がございます。緩やかな変化を試みながら、時代と、そして、現場に合った施策にしていく必要があると思います。そういった意味で毎月、議会の皆様と懇談をさせていただいているところで御理解をお願いしたいと思います。

ですから、あくまでも行政は継続性を主にしながら、誰が担当になっても、その継続性というのが求められます。担当が変わったから政策がころころ変わるようでは、生産者の皆様も安心して営農できないと思いますので、そして、先ほど、答弁もしましたが、そばが天候に左右されるというものは十分私も認識しておりますので、そういった価格の補填などができないか。これもこれもまた新たな施策として、議会の皆様と相談をしながら、決めたなら、そこに財源を充てなければなりません。そして今の財政状況からいうと、そこに新たにつけるなら、何かを削らなければならない部分も出てくると思います。そういったときの弊害を持たれ、お互い責任を持って、議論をしていきましょう、そして決めていきましょうというのが私の考えでありますこともあわせてお伝えをいたします。よろしく御理解をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 10番、橋本議員。

○10番 橋本功 2点目は、農業未来公社について質問いたします。9月議会にて私の一般質問で、農業未来公社に対する補助金と運営の在り方について、村長より答弁を頂きましたが、再度お尋ねいたします。前村長の創設した農業未来公社の投資は、令和5年度以降の持ち出しは一切ないと言われたのに、経営実態は現状も赤字でございます。新村長は、新規就労者から、6名が育っている。みらい公社を廃止ではなく、収益性を考えた事業見直しで立て直しを進めたいと、考えを述べられましたが、黒字化のめどは立っておられるのかお伺

いたします。

農業新規参入者については、支援策の補助金が出ていますが、基盤を持った農業者が、離農する中で、新規参入者が食べていかれる農業確立は並大抵ではありません。南阿蘇村総合計画では、持続可能な行政、財政運営を目指し、財政の健全化を目的として、行財政改革を推進しているとあります。全国的にも同様の農業公社を設立した自治体では、既に多くが廃止または縮小に踏み切っています。ここで質問いたします。

1点目は、地域おこし協力隊の企業雇用型導入による農業公社の経営改善についてであります。地域おこし協力隊は、総務省が所管する制度です。企業雇用型の所管は農業法人や、農業公社になります。変更方法は、新規就農支援や農業法人による雇用就農を指しています。協力隊実施要綱を改正して、企業雇用型となれば、国の特別交付交付税措置はあると言え、村独自の負担経費負担も生じてきます。それでも、独自の支援を検討する意思がおありかお尋ねいたします。また、地域おこし協力隊には総務省から生活支援がありますが、1人当たり年間経費の説明を求めます。

2点目は、南阿蘇村のホップ栽培、農業未来公社の関わりについてであります。①吉田地区に未来公社が借受けた農地に株式会社デフォルトの農地が存在し、2022年よりホップ栽培を始めています。②栽培、収穫に当たっては、公社が協力を行い、地域おこし協力隊の農業研修生が作業に当たり、広告塔として、SNS発信を持っています。③2024年3月にレポート者が主体となり、クラウドファンディングを行い、SNS発信による事業周知を目的としたリターン品のビールをつくるための資金、目標50万円を募りました。④同年2024年、後半にはビール製造を行った熊本市の株式会社ダイヤモンドブルイングが、経営難から事業清算手続に、株式会社デフォルトの南阿蘇村におけるビール事業は頓挫しました。このように、借受けた農地を企業への活用、売上げ規模、経営内容などの決算書の確認、公社自体の制度設計、事業計画性などはなく、クラウドファンディングの50万円はどこに消えたのでしょうか。驚き過ぎて呆れております。農業公社運営に不安を抱きますが、村として、経営改善のためにどのような指導、支援、監査を行ってきたのかお尋ねいたします。

3点目は、農業公社の赤字経営に対する見直しと廃止の是非についてであります。農業公社の設立当時は、地域農業の維持と発展を図ることにあったと思います。しかし、近年は、その役割と実情が、村民の負託に見合っているのか。疑問の声も上がっております。村の厳しい財政状況を踏まえ、今こそ、公社の在り方を根本から見直す時期ではないかと考えます。村長としてこの問題をどのように受け止め、今後どのような方向性を持って臨まれるのか、お伺いいた

します。これまで多額の公費を投じながら、改善が見込めない事業を続けることは、行政の責任放棄に等しいと考えます。農業公社を守るのではなく、整理し将来の農業人材育成を再投資する方向で検討すべきであると思います。村長には、事業の廃止を含む根本的な見直しの決断を求めて、登壇の質問を終わります。

○議長 山室昭憲 大田村長。

○村長 太田吉浩 農業公社に関しての御質問をちょうだいいたしました。まず質問の要旨1についてお答えいたします。現在地域おこし協力隊は南阿蘇村をはじめ、多くの自治体で導入されているのが、会計年度任用職員方式ですが、今回農業公社で導入を検討している企業雇成型地域おこし協力隊は、自治体が企業等と委託契約を結び、交付金の範囲内で委託料を支払い、協力隊員は委託を受けた企業の職員という立場になるものです。他の自治体では既に宮崎県綾町や福島県の飯舘村で導入されております。農業公社に所属する協力隊員は現在、会計年度任用職員の立場ですが、勤務時間が役場職員と同じになり、活動時間を制限していました。その結果、十分な研修ができず、本来活用できるはずの交付金が未使用のままという課題につながっていました。自然と向き合う農業において、例えば夏場は暑い日中を避けて早朝や夕方に農作業を行うなど、活動時間の柔軟な運用と交付金の有効活用を実現する目的で、企業雇成型の導入を検討しているところであります。導入に当たっては、村の農業公社に限らず、村内の企業等でも活用できるよう、村全体での見直しを進めているところであります。なお企業雇成型であっても、協力隊1人当たりの最大550万円の特別交付税措置は維持されます。このうち、報償費等は350万円が上限で、報償費等以外の活動に要する経費は200万円が上限ですので、これを足して550万円という計算でございます。この200万円の範囲内で、村条例に沿って、住宅手当等を支出しております。企業雇成型に移行しても、特別交付税の範囲内での支援を行うので、村からの追加経費負担はありません。

次に、要旨2ホップ栽培についてであります。現在農業公社の臨時職員である本田氏が農業公社の臨時職員として採用される前に、前村長から依頼を受けて試験栽培を開始したもので、ホップを栽培されている農地も公社では借受けておりません。公社としては、当時ホップが新規作物として可能性があるのではないだろうかということで地域おこし協力隊が、令和4年から5年にかけて、苗の植付けや収穫など、6日ほど手伝いをした記録と、令和6年度に作業受託、公社として草刈りの作業受託を1回受けている記録が残っております。また、本田氏がホップの栽培管理をしていたのは、公社の勤務時間以外であり、議員御指摘のような、関わりは確認されておられません。

次に要旨3につきまして、農業公社補助金については、9月議会でも御説明しておりますが、公社の業務に対する補助金として、令和4年度に農業機械リース導入の補助を受けております。この機械については、農業研修や農作業受託等で活用をしております。機械によっては使用頻度も低いものもあるため、現在有効活用に努めているところであります。それ以外で橋本議員御指摘の公社に対する補助とされている支出は、令和6年度では、そばの乾燥調製施設の保守点検や、土地賃借料に関するもので、148万8,418円。旧両併小学校の電気水道代及び防犯カメラ点検費として72万392円となっております。そばの乾燥調製施設については、公社が設立される以前からそばの生産振興のために、村が支出していたものであり、公社に対する補助とは性質が異なると考えております。

経営の改善については、企業雇用型協力隊の導入等による業務の見直しを進めながら、将来の農業を担う人材の育成を図ります。またふるさと納税の返礼品につながる新商品開発や販売力強化を目的とした地域商社的な機能を持たせることで、収益性を改善し、令和9年度までの黒字化を目指すというのが私の目標であります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 橋本議員。

○10番 橋本功 答弁ありがとうございました。ただ、村長私がですね、指摘しておりますのは、この農業公社がですね、いつデフォルト会社と関わったのか。デフォルト会社がぼっと来て、農家の方とですね、契約書はできません。また、この農業公社が、何でそのデフォルト会社のほうに作業のお手伝いに行ったのか。作業した以上は、決算があります。収入というのがあります。この収入は全然出ておりません。何も、これもおかしなですね。決算報告書じゃないんです。こういうことではですね、納得しましたというのはなかなか言えないと思います。また村長御指摘されました補助金の問題でございますけども、約220万、出ています。これは公金なんです。税金から出ております。税金から出るということは公金なんです。補助金がないとか制限がないとかじゃありません。それだけ農業公社に出しているということは公金を出しているという理解を私はしないといけないと思います。以上で、よろしく願いいたします。

○議長 山室昭憲 村長一言。

○村長 太田吉浩 橋本議員から追加の御質問頂いた、先ほど株式会社デフォルトの話がございしますが、これは前村長の知人の紹介で本田氏に引き合わせがあったというような報告を受けております。なので本田氏としては公社と指導に入る前の受託というか、個人的な受託ということであり、公社がこれをあたかも受けて対応したというようなことではないということだけ申し添

えさせていただきます。

そして公金の使い方に対してはもちろんそういう認識でありますので、何としても、ここで、これまで投資した額をですね、それで、新規就農者も誕生しているというのは9月の議会でも答弁させていただきました。やめるよりも、私としては、そういった新たな新規就農者を受入れて、育て、そして収益性のある組織体に改革を立て直したいというような思いで、9月の議会で答弁をさせていただきました。またそれに向けて、来年度から動き出しができるよう、今準備を進めているところでございます。引き継いだ、前村長から引継ぎ案件であります、これをすぐ潰すことなく、潰すにもあまりにも今まで投資した額が大きいという判断をし、将来の可能性も含めて、何とか、黒字化に着陸をさせたいという思いで今改革を進めておりますので、私も村長とイコール理事長でございますので、その辺りの責任は私も持ってしっかり感じながらですね、公社の立て直し、そして黒字化だけではなく、地域の皆様に歓迎され、利用、愛される、組織体にしなきゃならないとも考えておりますので、引き続きの御指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で10番、橋本功議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 4番、古澤博之議員の質問を許可します。古澤議員。

○4番 古澤博之 4番古澤です。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。簡潔に行いたいと思いますので、どうぞ最後までよろしく願いいたします。今回は、商工観光の面から質問をしたいと思います。私は南阿蘇村管内で、夕食、いわゆる晩御飯を提供できる飲食店が少ないことで、宿泊や観光で訪れたお客様が不便を強いられている現状に、何らかの対策を行うべきではないかと考え、行政の考えを伺いたく質問をしたいと思いません。

南阿蘇はいうまでもなく県内はもとより、その中でも屈指の観光地であります。すばらしいロケーションにおいしい水と空気に魅了されて、移住はもちろん、ここでお店を出したいと、飲食店、パン屋さん、雑貨店、宿泊施設等、さまざまな業種のお店が次々と開業されています。SNSやメディアの取材など、さまざまさまざまな情報発信により、たくさんの観光客の集客につながっており、土日ともなると、どこの店も繁盛しているのを皆さんは御存じのことと思います。しかし、朝からずっと途絶えることなく、車が行き来しているために渋滞を引起し、近隣の皆様、住民の皆様には御迷惑がかかっているのも承知しております。ただそれだけ、たくさんの観光客の方々が本村を訪れているということがうかがえます。ただ、こんなに昼間の時間帯にお店はにぎわっているにもかかわらず、夕食を食べたいと思ってお店を探すと、極端に開いているお

店が減ってしまっています。素泊まり宿泊で近くの飲食店で、食べようと思ってこられる方々、観光で来て、夕方本村で食べて帰ろうと思われている方々の要望に応えられるお店が、とても少ないのが現状であります。

これは以前から指摘されていたことでもありました。かといって、飲食店の経営者の方々に、夜間営業まで打診を行ったとしても、非効率な部分が多いため、承諾、頂くのは難しいと考えます。夕方遅くまで村内に滞在頂いてるにもかかわらず、夕食前にみすみす他町村に逃がしてしまっている現状を、村としてどのように認識され、観光の村としてどうとらえているのかを伺いたいと思います。また、独自の解決策を既にお持ちであれば、お聞きしたいと思います。

ここからは解決に向けての打開策というか提案ではございますけども、一つ目、既存の今されてる飲食店の夜間営業した場合に補助するっていう案です。夕方6時から9時ぐらいまでの間です。その分の人件費光熱費の増加分への補助、これタイムリーでありますけども先日南阿蘇村と包括連携協定を締結したタイミーの活用など、積極的に活用してはいかがかなと思います。

二つ目、夕食提供に特化した事業者の新規参入への助成、これはもう夜間だけ営業するというお店の新規参入への初期費用等の一部、内装であったり、厨房機器、そういったものの補助、空き店舗の改装費、などの一部補助など、三つ目、フードコート、または屋台村のような集合型の店舗への補助、空き店舗等に複数の飲食店が参加したときの改装費、厨房機器整備費などの助成、いずれもタイミーなどを活用して、行ってはいかがかなと思います。公平を期すために現在夜間営業されてるお店につきましては、光熱費の一部補助など、行ってはいかがかなと思います。これはあくまでも提案でありますんで、少しでも助成が可能であるならば支援していただき、夜間営業店舗が増えるように、これはもう商工会や観光局と連携をとりながら、推進していくべきだと私は考えます。そしてその店舗で飲食していただけるように積極的に情報発信を行い、できるだけ長くこの村内にとどまって頂くことが大事だと考えます。夜、お店が開いていると、当然村民の皆様にも積極的に利用していただいて、もう夜もにぎわいがある活気ある村にできる、のではないかと思いますので、これはいかがでしょうか。村の見解をお聞かせください。以上です。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 ただいま、4番古澤議員からの御質問についてお答えいたします。現在、予約なしで気軽に村内で夕食を提供できる飲食店が不足している状況につきましては、村としても認識しているところでございます。そのため商工会と連携し、商工会から飲食店へ夜間営業の働きかけを継続的に行っていただいております。しかしながら、事業者からは、昨今の物価高騰を受け、雇用の確保、人件費の負担、重ねて食品ロスの問題などの理由で常時の夜間営

業は難しいとの声が大半を占めていると報告を受けております。

一方で、予約が入れば夜間営業を行うという店舗は15店舗ほどあり、宿泊客が夕食のない宿泊施設を利用する場合には、予約対応可能な村内飲食店を紹介するなど、宿泊事業者と飲食店の連携も図られている状況です。今回古澤議員から三つの打開策の御提案を頂きました。御提案ありがとうございます。村といたしましては、財政の健全性、そして公正公平性、そして長期的な村づくりの方針を踏まえ、夜間営業に対する補助は、同様の課題を抱える別業種、例えば宿泊事業者、タクシー事業者、小売店などにも影響を及ぼし得るため裾野が広いというようなどこから慎重な判断が現時点では必要であると考えております。とはいえ、地域経済の安定と雇用の維持創出、さらには観光地域消費の活性化は喫緊の課題でもあります。飲食店を含むサービス産業の底上げが村全体の活力につながりますし、議員御指摘の夜の経済、ナイトエコノミーの掘り起こしというところは大きなチャンスでもあると私自身も認識をしております。そのため現時点においては、商工会に御協力を引き続き頂きながら、営業時間の延長の働きかけを維持するとともに、予約対応可能な店舗も含め、夜間業務店舗の周知に取り組んでまいります。

あわせて先ほど議員申出頂きました隙間バイトマッチングアプリのタイミー社との業務提携も行いましたので、今後ですね、新たな働きたいという方と、そういう仕事を出したいという事業者同士のマッチングなども進めていきたいと思っております。タイミー社の強みとしましてはやはり、2時間3時間の短時間の場合とのマッチングというのを強みにしておりますので、そういったところで、いわゆる事業者の痒い所に手が届くような雇用の促進を期待しているところでもありますので、今後事業者の方、そして雇用者の働きたいという方、両方の説明会なども順次開催も計画をしているところでもあります。そのような村として対応しながら、地域の課題解決や新たな挑戦に対する取組について支援を考えていきたいというふうを考えております。その上で今回の議会に上程しております。小売等における買物支援対策補助事業につきましては、事業者における地域課題解決のための取組、新規開業支援として、新たに創設したところでもあります。これは買物弱者の方が多いというようなところで、そういう課題に対して、新たな施策として、今回、予算額も上程をさせていただいている事業であります。このように、そのほか、事業者向け支援につきましては、引き続き商工会とも連携し、議会からの御提案御助言もちょうだいしながら、国の補助金の活用などを視野に入れつつ、村の商工振興並びに地域活性化につながるような、独自の施策にも取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 4番、古澤議員。

○4番 古澤博之 丁寧な答弁ありがとうございました。私も小売業やっておりますので、よくよくお尋ねがあります。そのためにちょっと、当たってみないと分からないですっていう回答ばかりです。なかなか夜、開いてるお店がないのが現状でありますので、そういう開いてる店、情報提供がすぐできるような体制をですね、つくっていただけるとありがたいなと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 議員御指摘の問題意識を私も共有しております。夜食べるところがないので、せっかく観光に来たお客様もあいてるお店に集中することで地元の皆様も逆に予約がとれないというようなことであったり、逆に食事のでない民泊業者が増えるとか、そういうようなことも十分問題として認識をしておりますので、今後ですね、議員御提案のような方法の支援策もできるよう検討はしてまいりたいと思っておりますし、

また、ほかの方法、いろいろな方法もですね、検討しながら、この夜間のナイトエコノミーの活性化、掘り起こしを是非村としても取組ながら、そしてやはり一つ解決すると一つ問題起こるというのも事実でありまして、やはり夜この美しい景観、星の景観が見れるの魅力であるという方もいらっしゃいますので、その辺りのバランスもとりながら、しっかりと地域の経済を回していく、そして、お金回すことで、また新たな後継者が育つという側面もありますので、しっかりそういったことも、また古澤議員から御提案もちょうだいしながら検討してまいりたいと思っております。引き続きの御指導、御提案をよろしく願いいたします。

○議長 山室昭憲 以上で4番、古澤博之議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 これで休憩をいたします。午後は13時から再開いたします。

-----○-----

午前11時54分 休憩

午後13時00分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 午前中に引き続き再開をいたします。3番、山本涼子議員の質問を許可します。

○3番 山本涼子 3番、山本涼子です。旧グリーンピア南阿蘇東側村有地売却について質問させていただきます。今回も、南阿蘇村と村民、そして未来を担う子どもたちを思い、心を込めて質問させていただきます。よろしく願いいたします。

今年の2月の選挙で初当選させていただき、3月の初めての定例会では、私は、南阿蘇村の財産についてという内容で質問させていただきました。その理由として、南阿蘇村では、近年、財政赤字を理由に、温泉施設等の貴重な財産が売却されたことを憂い、選挙戦の中、多くの村民の声が寄せられました、南阿蘇村の有権者は、村の未来を託し、村民のためにしっかりと働いてくれると期待し、太田村長はじめ12名の議員を選びました。それから、やがて10か月がたとうとしています。日本、そして世界中がますます混沌とした時代となり、SNSの普及が進み、情報が錯綜、テレビを見れば不安をあおるニュースばかりです。ですが、だからこそ、今私たちは情報に流されず、先を見据えた行動がとても大切なときだと私は考えます。大きく時代が変わるとき、時代の転換期。つまり、これまでの常識が常識ではなく、これからは本物だけが生き残る時代になっていくと私は感じています。本物といいましても、人それぞれの志向があり、価値観が違いますので、本物とは何かと、難しく考えがちではありますが、実はとても簡単で、目先の高価なものではなく、そこに愛があるかどうかだと私は思います。

ここで本題に入りますが、11月7日から南阿蘇村ホームページにて、阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致のための事業者の募集として、プロポーザルによる公募を開始されています。旧グリーンピア南阿蘇東側の原野及び山林、雑種地と合わせて28.5ヘクタールの広大な村有地を売却し、最高級のグランドホテルを誘致するという計画のようですが、私を含む新人議員がこの計画を知ったのは、9月の定例会終了後の政策懇談会のときでした。予算の説明の際に、資料はなく、口頭での売却までの流れを説明されましたので、私は大変驚いたわけですが、新人以外の議員の方にお聞きしたところ、そのような提案が来ていることは以前聞いたが、詳しくは聞いていないとのことでした。そこで、南阿蘇村の財産である村有地を売却し最高級グランドホテルを誘致する方針をいつ、誰が決めたのか。その経緯の説明と、それに伴う南阿蘇村及び村民へのメリットとデメリットをどのように捉え、進めようとされているのか、お聞かせください。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。3番山本涼子議員からの御質問にお答えをいたします。質問事項1、です。グリーンピア南阿蘇東側村有地売却についてお答えをいたします。

まず、村有地売却の方針をいつ決めたのか、その経緯につきましてこれまでの説明をいたします。平成28年熊本地震後に熊本県で作成された熊本復旧復興4か年計画の中で、阿蘇の草原など自然景観の再生と承継として、上質感のある宿泊施設の誘致が明記されました。それを受けて、平成29年頃、熊本県

観光物産課が、阿蘇郡管内市町村を対象に、適地調査を実施、南阿蘇村からは、グリーンピア南阿蘇の東側にある村有原野の可能性について提案をしております。調査の結果、南阿蘇村を含め、幾つかの候補地が県に提案なされたようです。当時村としては、震災後の企業誘致を推進する中で、村独自に企業を誘致するよりも、熊本県が国内のデベロッパーに対し、企業誘致、ホテル誘致を実施していただけるとのことから、単独でやるよりもより信頼できる企業誘致の可能性が高まるだろうという判断し、候補地として、約28ヘクタールの村有地を提示しております。平成30年には、県の誘致活動により、国内の大手デベロッパーから、土地情報の提供依頼があり、村との間でやりとりを行っております。その後、令和2年頃からの、いわゆる新型コロナウイルス感染症の影響で、デベロッパー及び熊本県との協議は休止状態となっております。令和5年に感染症が5類に移行されると、熊本県の誘致に関心を示した事業者から、ホテル出店に向けた意欲が示され、村でも事業化すべく、現地状況を確認し、企業からは事業計画案の提示を受けました。事業計画案の資料等につきましては、令和6年6月と7月及び、8月の議会全員協議会で、報告いたしておりますし、9月には現地調査もなされております。当時県の誘致によりホテル出店の可能性が確認できた業者は一社でしたが、村としては一者随契を避け、公募による業者選定がよりオープンで望ましいということから、ことで議会報告後から改めて現地調査を行い、公売に向けて手続を進めてまいりました。

売却検討地には、第3駐在区の入会地も含まれていたため、区長や原野委員とも現地確認を行っております。令和6年10月には第3駐在区で臨時総会が開催され、原野公売について説明し、意見や要望を伺った上で、入会地の売却について賛同を頂きましたので、担当課から、当時の前村長に報告が行われ、売却を進める方針が決定されました。これまでが前村長時代の話経過でございます。

その後、2月に村長村議会議員選挙があり、私が村長として就任いたしました。地元原野委員や区の同意が得られていたことから、本継続事業が、本村のブランド力強化及び地域活性化につながると判断し、事業継続の方針を踏襲しました。これを受け、今回の阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業提案型プロポーザルとして、公募を行っているところであります。私も当然ながら南阿蘇村の雄大な自然環境を保全する取組は重要であると認識しております。御承知のとおり、南阿蘇の草原は人の手による管理保全の結果として、すばらしい景観が維持されてきました。しかし、畜産農家や担い手の減少などにより、保全活動は年々厳しくなっています。今回の売却予定地の一部については、地区の方々が輪地切りや野焼きで長年にわたり草原として保全してこられました。高齡化により保全、維持管理が困難になっているとのお申出があり、村

としましても、土地が荒れるいわゆる荒廃地化を懸念していたところであり
ます。こうした状況のもと、本案件は、地元区の同意を得ている点。近隣に野
外音楽ステージアスペクタや旧ホテルグーリンピア施設を承継した協立メン
テナンスによる新たなホテル開発が進んでいるエリアである点。グリーンロード
にも隣接している点など、企業誘致の立地条件として好ましいことから、継続
事業として、進めてきた次第であります。

ただし当然ながら村として保全できない原野について、その全てを売却、開
発する意図はございません。草原維持活動は、農業担い手の減少により、営農
活動としての保全活動は厳しい状況にあります。景観保全、地下水保全、文
化継承など、その取組の重要性は、村としても十分認識しております。野焼き
活動の維持については、地区の方の意見を踏まえ、村として支援可能な取組が
あれば、全力で支援していく方針であります。その一環として、来春には、地
震から休止状態だった中松地区の野焼きが約10年ぶりに再開する運びとな
りました。これも地元地区の皆様の御理解と御協力があつてできることである
と改めて御報告をさせていただきます。そういった支援も村も行ってきており
ますということでもあります。以上の経緯を踏まえ、今回の売却地については、
地元区で合意を得た上で、事業継続の判断をいたしました。これまでの経過に
ついては以上であります。

次に、南阿蘇村及び村民へのメリットデメリットについての御質問に回答い
たします。公有財産である土地の売却は財産、財政健全化や資産の有効活用を
図る選択肢の一つとして検討されるべきものであります。まず考えるメリット
といたしましては、第1に財政の安定化につながる点です。売却に伴う一時金
や固定資産税等の恒久的な収入が得られることで、維持管理費用の削減や基金
の積立てが可能になり、将来の財政の柔軟性が高まります。

第2に、民間の市場機能を生かした土地利用を促すことで、地域経済の活性
化や雇用創出を促進する効果が期待できます。旧グリンピアでも地元の雇用が
長年行われ、その後引き継がれた協立メンテナンスに対しましても、地元雇用
を要望してきたように、今回の売却でも新たな地元雇用が期待できます。

第3に適切な条件設定がなされれば、景観や公共空間の質を高める設計が実
現し、五星クラスのホテル誘致により、南阿蘇村のブランド化や新たな観光コ
ンテンツ、これまでとは違う客層の誘客ができるようになります。またこれま
で村有地の原野管理を第3駐在区に委託していましたが、同区の高齢化や人手
不足により、以前より、村有地の管理継続が困難であるとの相談等もこれまで
もあつていたわけですが、ホテル誘致売却により、野焼き等の負担が解消され
れば、本来入会地のみ管理に専念できるとも考えております。

主なメリットとしては、このようなものと考えておりますが、阿蘇全体への観

光へのよい影響にも寄与できると期待をしております。

一方直接的なデメリットとしてではなく、一般的なデメリットとして考えられるのが、観光客増による交通渋滞、騒音、ごみ問題などが、周辺住民にとっての懸案事項として考えられます。しかし開発に伴い、自然環境や、景観に影響を与えることがないように、公募条件として、周辺環境への配慮、地域貢献など、事業用地の使用に関する条件を付しております。また公募により、選定された優先交渉権者は、村と基本協定を締結することとしており、村の貴重な自然環境と自然を守り、生かしながら、持続可能な村づくりを進めてまいることとしております。本事業につきましては、今回の公募により業者選定を行い、土地調査等を経た上で、改めて議会に土地売却の審議と議決をしていただくこととなりますので、御理解を頂きたいと思っております。

最後になりますが、私の企業誘致の理念をここで改めてお伝えをいたします。第1に地元住民の理解が得られていること。第2に、事業計画がきちんと示されること。第3に、あらゆる点できちんとしたプロセスを経ていること。この3点が守られていると判断できた場合には、企業誘致を決定することとしております。よってこの3点を踏まないものに対しては、村としても認めていかないという立場でございます。本事業もこの3点について確認ができましたので、前村長からの引継ぎ、継続事業として、進めてまいり所存であります。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 3番山本議員。

○3番 山本涼子 はい、ありがとうございました。まずは、草原の野焼き問題は、村有地売却とは全く別の問題だと思います。この件に対しては、この場所だけの問題ではないからです。根本的な解決策を考えるべきだと思っております。今回の28.5ヘクタールもの広大な村有地、この財産を売却し、最高級ブランドホテルを誘致することが本当に南阿蘇村のため、村民の幸せのためになるのか、いま1度立ち止まって考えていただきたいと思います。蒲島政権時の熊本地震後、平成28年、西暦2016年の12月に建てられた復旧復興4か年戦略、上質感ある宿泊施設の誘致の候補として、阿蘇の中で、南外輪山の広大な南阿蘇村の村有地に白羽の矢が立ったということですが、復旧復興4年戦略構想から、今年でちょうど9年もの歳月がたっております。当時の知事も南阿蘇村の村長も、議員も変わっています。そして何より、時代のフェーズが変わっています。県と企業が訪れ、村に上質感ある宿泊施設の誘致の話を持ってきたわけですので、県と企業、そして南阿蘇村の3者による連携協定との認識で前年度は進んでいたとのこと。しかし、企業側の立て続けに起こった問題で途切れたと、当時の関係者に確認しております。そのあと2月の選挙で村長はじめ、議員も変わったわけですので、つまりはその事業は一旦白紙に

戻ったとして考えるべきだと思います。事実、当初は県から提案されて進んでいた事業ではあったが、そのあとは、県は関与しておらず、情報共有のみの立ち位置となっています。10月24日のLOOPにて行われた地元地域向け説明会でも、県の関与の有無の質問に対して、南阿蘇村単独の事業との説明を受けました。よって、昨年議会に提出された資料とは全く別の事業ということになります。であれば、なおさら、一部の地域の住民への説明だけで進めるのではなく、月に1度の政策懇談会の場でしっかりと説明し、議論した上で進めていくことが、透明性ある開かれた行政ではないでしょうか。

以前の定例会一般質問で、私は太陽光パネル開発の問題を取上げさせていただきましたが、この問題同様、日本中で問題視されているのが、外国人による土地や水源地の購入並びに乱開発です。それが顕著なのが北海道ですが、その中でもニセコの倶知安町では、今多くの問題が浮上しています。その一つが、山林を購入した外国人による無許可の森林伐採や都市計画法による許可申請を行わずに開発を進めるといった事案です。行政が裁判のための予算を執行する事態にもなっているようで、このような問題が生じる恐れがあることを念頭に置き、今回のホテル誘致開発が、外国人による乱開発のきっかけとなる事業になる可能性があることを指摘しておきたいと思います。

また、最高級ブランドホテル誘致への懸念として最も心配していることが、雇用の問題です。プロポーザルの中の事業の目的に仕事をつくり、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環とありますが、現在、既に村内のホテルや旅館の雇用は不足しています。そして、今後、新規及びリニューアルオープン予定のホテルが三つもあります。そして、今回の高級ホテルは、アジア圏を中心としたインバウンドの集客を見込むとなっていますので、まず英語が堪能ではないといけません。よってニセコと同じように、スタッフは外国人となると予想され、また、1番問題なのは、掃除等のスタッフの雇用です。雇用確保のため、高額な給与で募集を呼びかけますので、今既に不足している村内並びに近郊の介護関係の事業所の雇用が流出し、訪問介護事業所などが閉鎖するなど、実際、ニセコの倶知安町では、介護関連施設の事業所の閉鎖が相次いでいると北海道の地方のテレビ局が報道しておりました。先日、高森町で3町村研修会があった際、高森町健康推進課介護係の取組をお聞きしました。高齢者を支える環境の整備の問題の中で、ケアマネジャーやヘルパー、介護事業所の人材確保に苦労されているようでした。給与が高い企業、例えば菊陽のTSMCの進出により雇用の流出が起き、人材確保が難しくなっている旨の記載が資料にありました。南阿蘇村でも、介護関係の人員不足は喫緊の課題だと思います。10月に行われた社会福祉協議会主催の体育大会では、元気のいい高齢者700名もの方々が集まっていたらっしゃいました。私は、皆さんの元気なお姿圧倒さ

れ、そしてそれがうれしく、また、一緒に玉入れなどに参加させていただくなど、楽しい時間を過ごさせていただきました。しかし、元気に参加されていた皆さんも、いつかはサポートが必要なきがきます。そのときしっかりと支える介護事業所が必要であり、また専門員や介護員などの人材が確保されていなければ、安心した老後は送れません。つまり、逆に先を見据えた慎重な政策をとっていけば、地域社会の崩壊は免れるということです。乱開発の進む北海道と同じ道をたどるのか、または、白川郷など、自然、風土、景観、文化を守り、地域の価値に磨きをかけ、後世に引き継ぐか、選択のタイミングだと感じております。

2,019年末から世界で大流行となったコロナパンデミックにより、一旦棚上げされた復旧復興4か年戦略、コロナパンデミックに関しては、世界では今、ある目的があって起こされたのだという、いわゆるプランデミックに対し、世界のあちこちで裁判が起きているようです。もし、また、あのようなことが起こった場合、インバウンドだよりの地域へのダメージは既に皆様御承知のとおりかと思えます。立ち行かなくなり、廃業に追い込まれれば、売却の流れとなり、そうなれば、一旦手放した見晴らしのいい高台の土地を誰が購入しようと、村は関わることはできません。また、今回の雄大な村有地売却開発を皮切りに、民間の山林の売却が進み、阿蘇カルデラ南外輪山の豊かな自然が壊されていったと、ならないためにも、首長として、南阿蘇村、そして、村民を守るためにも、いま一度一歩立ち止まり、俯瞰し、未来を見据えた決断が必要だと思えます。プロポーザル事業の目的として、南阿蘇のブランド化という言葉が何度も出てきますが、信頼価値独自性などの総合的な魅力が南阿蘇村には既にあります。以前、福岡の知事に、まほろばの地として、福岡は糸島、熊本は南阿蘇と言われたことがあります。九州での南阿蘇の認知度と評価の高さにうれしくなったのを覚えています。生きるために最も大切な水が豊富に生まれる南阿蘇村、豊かな自然、そして、阿蘇五岳とその麓に広がる田園風景、元気の源である米づくりに適した環境、この地に勝る地がほかにあるでしょうか。私は世界一すばらしい場所だと思っています。だから、あそ望の郷はいつも駐車場がいっぱいの人気の道の駅ではないでしょうか。今ある既にある、南阿蘇の価値を再認識し、さらに磨きをかけるべく、自然と共存するための環境に優しい取組と、心身が喜ぶ価値の高い作物を手がける村づくり、これこそが本物として生き残っていける取組だと思えます。

先日、南阿蘇中学校体育館で行われた、阿蘇の農業が日本を救うと題した講演会を、長周新聞が1面に取上げてくださっておりました。その中の吉田俊道先生の講演内容である。野菜作りは人間づくり、微生物から学ぶ生命の循環には、これからの南阿蘇ブランドのブラッシュアップのヒントがあると思えます。

村長にも記事をシェアさせていただきましたが、御一読頂けましたでしょうか。村長の選択が南阿蘇の未来を大きく変えます。試算もせず、経済波及効果を及ぼすとか、ブランド化などの見せかけの言葉に惑わされず、また海外の富裕層向けのホテル誘致などに頼るのではなく、本物の村づくりを村民とともに取り組んでいくことが、村長の目指す頑張るあなたが主役の村づくりにつながるのではないのでしょうか。プロポーザルの中止をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 大田村長。

○村長 太田吉浩 山本議員から御意見を頂きました。先ほど来申し上げたとおり、私は前村長と戦っての当選でありましたが、全てを否定することではなく、必要なことは継続していくということを最初から述べております。そして私の政治の目指したきっかけは選択肢を増やすということが大きな一つ。それは全ての世代にとっても学びであであったり、仕事であったり、地域のあらゆる可能性を選択肢という形でつくっていきたい、そういう思いで、30代から政治に挑戦をしており、今ここに立っております。そういった中で、この南阿蘇村が少子高齢化になったから、それを今、いろいろと新たな施策を取り組んでおりますが、やはりこうなった原因があるわけでありまして。過去には振り返れません。しかしやはり先輩たちから受け継いで、その時々乗り越えていながら、合併も20年、皆様の御理解を乗り越えて、今ここに来ているわけでありまして。先ほど来申し上げますように、全ての原野を売り切る売り払うとか、そういったことは一切ございませんし、最後は議会の皆様の議決を経て、それが得られなければ、売却はできない。という仕組みであります。ですから、私としては、新たな雇用の創出と、そして地元理解、地元の皆様の御負担を可能な限り減らせるような手段としての一つとして、この今回の外輪山の村有地の売却を進めているということでありまして。

先ほど来申し上げますように、地元理解があること、きちんとしたプロセスを経ていること、事業計画が具体的に示されること、この三つが示される企業でしか、企業誘致はしないと、先ほど来申し上げますし、最後は議会の皆様に、議決を頂くという過程も踏んでおりますので、これを私が地元の理解を得ずに、強引に進めているわけでもなく、地元区の皆様からも総会を開いていただき、本日は地元区長様にも御出席頂いておりますが、そういった過程を踏んでの事業計画を進めておりますので、何らそそ外資に対する御心配も頂きましたが、そういった部分については、やはり、県もちゃんと参画をし、ある程度、村単独で防げない部分も県、にも巻き込むという言い方変ですが、そういったこともしながら、計画を慎重に進めてきたところでありまして。そして、新しい議員になってから説明がないというような言い方をされますが、タイミングをとらえてきちっと説明をしておりますし、議員にもなれたわけです

から、過去の経緯やそういったものも、しっかりと踏まえながら、発言等をしていただけたらというふうに思っております。そして、よければ、先ほどのお話のように、通告の質問以外のことをですね、プロポーザルをやりますかということに対しては、プロポーザル引き続きやりやらせていただきます。というのが私の最後の山本議員の追加の質問に対しての答えであります。ですから、私としましては、村の新たな可能性を形にする手段の一つとして、村有地の売却と、そして計画を、プロポーザルを前に進めてまいりたいと思います。そして私の一つ問題はやはり震災の後、残念ながら、宿泊能力が村も減って落ちてきています。数字でお示しをいたしますと、平成27年に宿泊可能だった施設が76件、約10年前で、現在、55件と20件ほど、やはりもう事業ができずに、宿泊施設をおやめになられたというデータもございます。昨日の大相撲巡業でも、全ての力士を村に泊めたいとそれで経済効果を見ればということ而努力をいたしました。が、なかなかあらゆる宿泊業者の皆様が手を挙げていただけない、一部は大津町にお願いするということも事実であります。そういった形で、私としては、きちっとしたプロセスを踏みながら、今回手を挙げていただいた事業者をさらにプロポーザルという形で審査をし、最後は議会の議決を得るというそこまでのプロセスを踏んでる事案事業でもありますので、このまま進めさせていただきたいと考えております。以上であります。

○議長 山室昭憲 山本議員。

○3番 山本涼子 はい。まず、先ほど述べましたように、前村長のときは、県と村と企業の3者による連携協定との認識で進めている事業であり、今は、県は関わっておりませんので、情報共有のみと、そんな立ち位置になっていますので、全く違う事業ということだと、先ほど指摘させていただきました。また、私たち新人議員がこの説明を聞きましてのは、11月7日のプロポーザルの後であります。そこをもう一度考え直していただき、これから一部の地域だけではなく、村有地ですので、全体の村民にきちっと説明をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それではここで、旧グリーンピア東側村有地の活用の方法の御提案をさせていただきます。下益城郡美里町には、フォレストアドベンチャーという自然共生型アウトドアパークがあります。数年前に、若者に人気のユーチューバーグループが、そこで楽しく遊ぶ動画を配信したのを見て、そのとき初めて私はその存在を知りました。森で遊び、森を生かすをコンセプトに、全国で展開している会社が運営しています。自然と共生しながら、地域に新たな価値を生み出す、環境負荷の少ない持続可能なビジネスモデルを追求していると、森を生かし、人を笑顔にする仕組みづくりでみんなの幸せを実現したいとしています。森の特徴を見て、樹木をそのまま活用し、自然を生かしたコースが幾つかつく

られています。例えば、美里町のコースには、緑川ダム湖を横断するロングジップスライドがあり、日本最大級のジップスライドでスリルと、総快感満点の空中散歩コースとして人気が高いようです。このようなアウトドアパークを公設民営のもと、村有地を活用することで、例えば、村民の子どもは、無料で入れる場所をつくったり、そこ以外の有料コースでも半額で入れるなど、村民子どもファーストにすることで、子どもの遊び場問題も解消されますし、また、子どもたちも、子ども連れの若い夫婦の移住が増え、地域の活性化にもつながる可能性があります。そして、それこそ若若者の雇用も生み出します。また、村内の地域経営の宿泊施設での宿泊予定者には割引システムを導入、温泉や買物、食事等の施設と連携して、観光客を呼び込むなど、一石二鳥どころかどんどん可能性が広がると思います。午前中の古澤議員の質問にもありましたように、夕食を提供できる、飲食店の問題も解決に寄与すると思います。南阿蘇が一望できるすばらしい場所で思い切り遊んで育った子どもたちは心身の健康を得ることができ、この村のすばらしさを目に焼きつけ、やがてこの村をしっかりと担っていく立派な大人になると私は考えます。資料を持ちましたので、後ほどお渡しさせていただきます。見ていただければ、大人の私たちもわくわくすると思います。宝の山、子は宝、自然豊かな阿蘇の山々を生かし、明るい未来のためにかじを切っていただきたいと切に願い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔「拍手」する者あり〕

- 議長 山室昭憲 議場内では静粛をお願いします。企画観光課長。
- 企画観光課長 下田朱美 企画観光課長の下田です。時系列について補足で説明させていただきます。まず、プロポーザルにつきまして、今年度新しい議員の先生方になられましてからは、9月9日、総務産業委員会の中でですね、土地の鑑定料を計上いたしましたので、そこで、土地の売却について説明がなされております。それから10月8日政策懇談会にて、口頭ではございましたけれども資料のほうは、この日はございませんでしたけれども、売却の旨の説明をさせていただいております。それから11月26日にですね、またこちらでも政策懇談会で、こちらのほうは昨年度の資料を全て添付させて、こういった形で資料のほうは提示されておりますということで説明をさせていただいております。以上経過につきまして、改めて御報告させていただきます。以上でございます。
- 議長 山室昭憲 村長。
- 村長 太田吉浩 はい。時系列につきましては企画課長のほうから改めてお示しをさせていただきました。先ほど山本議員からも御提案頂きましたが今回のプロポーザルはあくまでも、宿泊施設誘致事業に対する提案でございます。

す。ですから今御提案頂いたような事業も宿泊と絡めて、御提案を頂くとその土俵に乗る可能性が十分できる。これ一者随契で、県が引っ張ってきた、五つ星ホテルだから一者になりましたということであるなら御批判の対象になるかと思いますが、そういったあらゆる可能性を広げるために、今回プロポーザルという形で、公に条件を示し、公募期間を設け、そして、最後は議会の議決を頂くという手順を踏んでおります。審査は来年の1月、審査結果は2月、そして基本提携は3月議会後と明確にうたっております。そういった意味で、そういった御提案を頂ける業者さんに手を挙げていただければ、また土俵に乗っていただくということにもなりますので、南阿蘇村としては、前村長からの引継ぎ案件であります私としては、この事業は公平に公正に、きちっとした手順を踏んで、進めているということで確信を持って今事業を進めておりますので、またその具体的な提案、来年の1月で出てきますのでまだ公募期間中でございますので、是非そういった意味で御提案を頂ければ、来年1月の審査には十分間に合うと思っておりますので、私としては、そういった可能性を広げるという意味でのプロポーザルでございますので、逆に一者決め打ちで開発をするということでもございませんので、きちっとそこは傍聴者の皆様にも御説明を申し上げたいというふうに思っております。きちっと説明も、先ほど下田が申し上げたようにさせていただいておりますので、そこには何ら瑕疵はないというところで考えております。以上であります。

○議長 山室昭憲 はい、山本委員。

○3番 山本涼子 はい。説明に関してはですね、やはりちょっと納得いかないところがありますけれども、これから、村民の皆様の意見をしっかりと聞いていただいて、本当に村の村民のためになるかを1番に考えていただきたいと思っております。終わります。

○議長 山室昭憲 以上で、3番山本涼子議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 2番、工藤眞巳議員の質問を許可します。

○2番 工藤眞巳 2番、工藤眞巳です。議長の許可を頂きましたので、通告書のとおり、子育て支援について質問させていただきます。今回は、特に村の最重要課題の一つである、保育所の現状と将来についてお尋ねをしたいと思います。

南阿蘇村は昨年、民間団体、人口戦略会議のレポートで、10年前に消滅可能自治体となっていた評価から、昨年の4月、自立持続可能性自治体へと変わり、奇跡の復活とも言われました。これは、これまで村が、子どもは宝という方針のもと、手厚い子育て施策や、移住定住事業に積極的に取り組んできた成果であり、大変誇るべくことで、村のイメージアップに大きく貢献していると

思います。このような中、住民の方から、共働きの世帯で母親の職場復帰の時期が迫っているにもかかわらず、保育所の入所ができず、保育所の入所がすぐできないという切実な御相談がありました。職場側も、復帰の時期の調整に苦慮されているという話も伺っており、子育て世代にとって働くことと、子育ての両立に大きな不安材料となっております。

そこでまず1点目ですが、本年4月の段階では、待機児童は、名目上ゼロと伺っております。しかし、現在、入所希望があってもすぐ、入所できない方がいるという実態を鑑みますと、待機児童の定義にかかわらず、入所を待っている方が存在すると認識しております。現在の保育所の入所保留児童数または、実質的な待機児童数について明確な数字をお教え頂きたいと存じます。

続きまして次に、将来の保育環境の在り方について、村長の御所見を伺います。御提示の当時、令和7年3月策定の南阿蘇村子ども計画では、令和6年度に346人に対し、令和11年には0歳から5歳児が86名減少の260名まで減少すると予測されております。同時に、保護者の45.7%が子育てに不安や負担を感じると回答されております。この児童減少等保護者の不安という二つの大きな課題に対し、住民が安心して村の宝であるお子様を生み、育てられる環境をつくる上で、今後の保育所の在り方をどのように進めていくお考えでしょうか。具体的には、既存の3園の体制を維持し、少人数保育による質の向上を目指すのか、将来的な統廃合も視野に入れつつ、集約した資源で、新しいサービス、例えば、長時間保育とか、一時預かりなどの充実を検討していくのか、それとも、民間保育への委託を含め、運営主体や手法を変えていくお考えなのか、保護者の不安解消を最優先とした、今後の村の保育所に関する具体的な方針を村長にお伺いいたします。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 今、工藤眞巳議員の御質問に対しまして答弁をさせていただきます。まず、質問の要旨1保育所の待機児童の現状についてですが、保育所に入所する際は、事前に入所選考会を開催し、入所判断をしています。入所の判断基準は就労要件や妊娠中である家族の介護をしているなど、保育の必要性に、該当しなければなりません。待機児童の現状は、12月に、久木野保育園の4歳児と1歳児クラスに入所希望だった兄弟2人と、11月と12月に、長陽保育園へ入所希望だった0歳児クラスの5名となります。

特に長陽保育園のゼロ歳児クラスには既に9人在籍しており、新規の入所をお断りしている状況であります。待機児童が発生する1番の原因は、保育士不足であります。今年度に入り、特に0歳児クラスが3園とも増加しており、国の職員配置基準では、0歳児3人に対し保育士1名、1歳児と2歳児は6人に1人、3歳児は15人に1人、4歳児と5歳児は25人に1人の保育士配置が

必要となります。つまり0歳児は3歳児に比べると5倍の保育士が必要になるという配置基準でございます。昨年度までは、不足する職員に対して、会計年度任用職員を採用して対応してまいりましたが、本村の財政を圧迫している一因が、会計年度職員の人件費であるとの指摘も受けております。よって現在、会計年度任用職員の採用につきましては、3園の状況を確認しながら調整を行っているところであります。村の方向性といったしましては、会計年度任用職員の採用を極力避けながら、保育士資格を有する正職員を採用するように、現在かじを切っているところであります。来年4月に2名の正職員の採用を進めておりますが、その後も計画的に正職員を採用し待機児童の解消に努めてまいります。

次に、質問の要旨2、保育所の今後の環境整備について、についてでございます。令和5年、2月に公立保育所の在り方検討委員会の決定事項が前村長へ答申されましたが、同年12月から現在まで白紙に戻っている状況であります。既に議員の皆様には、10月に開催されました政策懇談会の中で、今後、再度、在り方検討委員会を立ち上げて協議を進めていきたいと、子育て支援課長から説明させたところです。在り方検討委員会のスケジュールですが、新年度のPTA等の役員さんが確定した後、令和8年、来年の5月以降に第1回目を開催し、約半年間をかけて、合計4回の委員会を検討しています。そして令和9年2月頃に答申をしていただく計画としております。

村としましては、来年度に設置される在り方検討委員会、これ有識者の皆様や関係者の方々に、委員としては参画をしていただく委員会の答申内容を十分に尊重し、それを受けて、3園を継続していくのか、統廃合、もしくは民間委託をするかなど、今後の環境整備の方向性を示していきたいと考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 山室昭憲 工藤議員。

○2番 工藤眞巳 はい。2番工藤です。村長も御答弁ありがとうございました。会計任用職員の件、正職員を優先して今採用を考えているという件、ありがとうございました。また中長期な部分につきましても御回答頂きましてありがとうございました。これから在り方委員会をされるということで進められると思いますが、子どもたちはですね今も現状、保育園に通っているわけですから、なるだけですね、スピード感を持って、対応を御検討していただければと思いますし、在り方検討委員会でしっかり議論がされることを、切に希望したいと思います。

現在ですね、今出産を間近にされている方とか、が安心してですね保育所に預けられるように、保育人材の流動的な、御対応を頂きながら、待機児童が出ない対応を今後もお願いしたいというふうに思います。特に人材確保はですね、

どの職場も苦勞されていると。理解しているところです。出産や、離職などで一度、現場を離れた、潜在保育士などにも対し短時間労働勤務や、特定の時間帯のみの勤務など、柔軟な働き方を御提示頂きながら、緊急な人材確保につながるような仕組みも選択肢の一つかと思われまふ。本村は子育ての取組を積極的行ってきた自治体であると私も自負しておりますし、子育て中の保護者がですね、不安や負担が軽減でき、少し安心して子育てができるよう、子ども、若者が安心して楽しく豊かに暮らせる村の実現につながることを祈念し、一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 村長。

○村長 太田吉浩 ありがとうございます。スピード感を持ってという御指摘は私も考えているところでございます。行政が委員会を経ずに、決めるよりも、やはり専門家の方たちや、関係する立場の役職の方々に入っていたいただいた御意見を聞かせていただきたいということで、時間はかかる、一手間を踏ませていただきました。しかし、議員御指摘のように、私もスピード感を持って対応すべきだと思っております。

今年8月、残念ながら白水保育所で重大な事故が発生しました。これを踏まえて、私も保護者説明会の中で、安心安全な保育環境を急いでつくらせていただきたいとも説明させていただきましたので、それを受けまして、10月に議会の皆様に、検討委員会を立ち上げさせてほしいと御提案し御理解を頂いたところでございます。今後、待機児童を出さない体制づくり、しっかりと取り組んでまいりますし、先ほど来、この地域の経済の中で、やはり仕事がないと思われてるけど、実際は地元で雇用が足りないというその相反する話も出てきています。ここを何とか村内でマッチングさせるということが、そういったあらゆる問題の解決の一つになるんじゃないかという思いもしております。わざわざお母さんが外に働きに行かなくても、家の中で家の近くで仕事ができるなら、家事と子育ての両立という部分での、そこに少し、保育所もお手伝いができたらなというような形の、この地域の中での経済を回していく、そのための村内雇用の促進についても、先ほど来の各議員さん方からの御質問にも共通する部分として、改めてそちらの村内雇用、経済の活性化にもつなげてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続きの御提案等をよろしく御願ひ申し上げます。御質問ありがとうございました。

○議長 山室昭憲 以上で、2番、工藤眞巳議員の質問を終わります。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で、本定例会に付議されました。本日の日程は全て終了いたしました。12月11日は2常任委員会の合同常任委員会を開催いたします。執行部から提案されました案件について、十分な審査のもと、12日の

本会議に臨まれるようお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れ様でした。

-----○-----

午後 1 3 時 5 7 分 散会

第 2 号

12月12日 (金)

令和7年第4回南阿蘇村議会定例会 議事日程

令和7年12月12日(金)

午前10時00分 開会

於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

日程第1	報告第12号	専決処分事項の報告について
日程第2	議案第52号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第3	議案第53号	南阿蘇村ふるさと応援基金条例の制定について
日程第4	議案第54号	南阿蘇村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5	議案第55号	南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第56号	南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第57号	南阿蘇村お試し移住滞在体験施設設置及び管理に関する条例の廃止について
日程第8	議案第58号	令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算(第5号)について
日程第9	議案第59号	令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第10	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第11	議案第60号	指定管理者の指定について
日程第12		閉会中の継続調査について
閉会宣言		

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番		7番	河内克也
2番	工藤眞巳	8番	河市原克恵一
3番	山本涼子	9番	後藤征昭
4番	古澤博之	10番	橋本功喜
5番	岡智則	11番	今村竜喜
6番	坂田正也	12番	山室昭憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	太田吉浩
副村長	園田秀也
教育長	今村了介
総務課長	藤本哲章
企画観光課長	下田朱美
教育委員会事務局長	古澤太介
建設課長	笠功祐
会計課長	野口幸広
健康推進課長	今村一行
農政課長	今村洋一
住民福祉課長	高宮喜美男
税務課長	荒牧憲政
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	安達幹夫
議会事務局主幹	長野純哉

開会 午前10時00分



○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

一同その場に起立をお願いします。

礼。

おはようございます。御着席をお願いします。本日は丸野議員より欠席届が提出をされております。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、御配慮をお願いをいたしておきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。それでは、議案に沿って進めてまいります。



日程第1 報告第12号 専決処分の事項について

○議長 山室昭憲 日程第1、報告第12号、専決処分の事項について、議題といたします。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで、報告第12号については終わります。



日程第2 議案第52号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長 山室昭憲 日程第2、議案第52号熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。



日程第3 議案第53号 南阿蘇村ふるさと応援基金条例の制定について

○議長 山室昭憲 日程第3、議案第53号、南阿蘇村ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。7番、河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。この基金条例について、2点質問いたします。この条例案、ふるさと応援基金創設について、他の自治体では、基金条例を制定しないという自治体もあります。その理由として、基金が特定財源扱いとなり、特別交付税措置額に影響するとの考えもあるようです。しかし私はふるさと納税の人を何に使うかというのを明確化するというのが本当に大事だと思います。この基金条例は必要だと思います。ふるさと納税に御協力頂いた方々に対しても、使途の明確化は大切です。特別交付税に影響するとの考え方について、まずお聞きいたします。よかったですら副村長にこれはお願いしたいと思ってます。

次に2番目に、基金を創設したならば、自治体間の競争に勝って今年以上に基金を積立てていかなければなりません。そこで明るいニュースは、義ノ富士関の南阿蘇村ふるさと納税アンバサダー委嘱の話題です。ちょうど月曜日、行ったとき村長から委嘱状を渡されて、本当に受けてくれたんだなあとということで、個人的な感想ですがよかったですし、初土俵からの活躍を見たらもう安青錦と2人、双璧です。ネームバリューも最高です。イメージもいいです。是非本当受けていただいてよかったですと個人的にも思います。昨日の合同常任委員会で、委嘱にかかる経費も後で補正予算もありますが、肖像権の議論がありました。委嘱できるまでの経緯と、アンバサダー広報大使として、活躍できる範囲、お願いできる任務について、特設サイト等の写真使用のほかにどういうことが考えられるのか、村長にお聞きいたします。以上です。

○議長 山室昭憲 副村長。

○副村長 園田秀也 おはようございます。副村長の園田でございます。河内議員のふるさと納税が特別交付税に与える影響についての御質問にお答えをいたします。国の特別交付税、これは一般的に、私たちは特交と呼んでおりますので、今日は特交と呼ばせていただきます。特交の算定方法を簡潔に御説明申し上げますと、この特交というのは、国が定めるルール分と、あと、各市町村の事情によって算定される特殊事情分という、二つの事情分に分けて算定をされるというものでございます。まずルール分というのは、国が定めた基準に従って算定されるもので、国のルールでは、例えば村で言いますと有害鳥獣被害でその対策分などがこのルール分に充てられます。そこに現在村では一般財源を充てているので、特交で措置をお願いしますという形で、国に申請をするというものであります。

また、特殊事情分に関しましては、各市町村の事情によるもので、村では、保育園の保育所の会計年度任用職員の人件費を特殊事情などとして計上しております。また、全国で今、地震とか、大規模火災はあっておりますがそういった災害分をこの特殊事情に算定をされるということで、村が一般財源を充て

たところ、国の特交で措置をお願いしますと、というようなものでございます。

今回、河内議員のふるさと納税が特交に影響を与えるかという質問でございますが、これは基金に積立でない場合でも、寄附の目的が特定されている場合は、これは影響がございませう。そうならないように村では、特交の財源に一般財源で入れますがそこにふるさと納税を充てないように、特交の算定に影響がないように、そういった形で、特交じゃないこの部分で、その目的のところ合うような形で、そういった措置をしていきたいというふうに思っております。

また基金に積立した場合も、やはり特交の財源には充当しないようにして、特交の算定に影響が出ないような形で、十分注意をしていきたいと思っております。

また、もう一つ特交は、算定方法としては、国全体の予算額を各都道府県に配分して、それを今度は各市町村に再配分するという形でありますので、よくある補助金申請と違って幾ら上げますので、全額を補助金という形ではなくて、例えば災害が発生した場合は、そういった災害が発生したり火災が発生したところに重点的に配分されますので、そういった場合は、そういった被災がないところは(算定額が)下がっていくとかいう形で、実はその金額が本当にこう、いくら審査し、申請して幾ら来るかというのはなかなか村で分からないという、そういった現状のあるというのを申し添えたいと思っております。特交が与える影響については以上といたします。よろしく申し上げます。

○議長 山室昭憲 太田村長。

○村長 太田吉浩 はい。7番河内議員からの御質問にお答えをいたします。ふるさと納税アンバサダーを今回初めて初代アンバサダーとして義ノ富士関にお願いいたしました。実際義ノ富士関にお受け頂く前に、今、現在給付額の多い自治体を研究しましたところ、サイト等で有名人、タレントさんとか、スポーツ選手、そういった方たちの写真と一緒に、私がお勧めする商品でそのような見せ方で、寄附を伸ばしているというような事例もありましたので、本村も是非まねをしたいというようなことで、いろいろなタレントさん、やスポーツ選手OBの方を調べていきました。いろいろお声がけをしたところ、お断りもあつたのですが、できれば村にゆかりのある方がいいだろうということで、そういう方たちを調べていったのですが、今回南阿蘇巡業を20周年記念で誘致するということで、実は10年前、私は当時議員をしてたときの実行委員会の関係者の方とずっとこれまで御縁をつないでまいりました。そういった関係で相撲関係の方で何かどなたかと思ひまして、選定をいたしましたところ、義ノ富士関が熊本県出身であるというようなことの郷土力士であること、そして、先ほど河内議員が御指摘頂きました、人気、実力、将来性、この3点もとつてもふさわしい方であろうというようなことで、一か八かお願い

をしたところ、伊勢ヶ浜親方からも御了承を得まして、そして日本相撲協会からも快諾を得ましたので、義ノ富士関にお願いをしたところ、もちろん御本人も快諾をしていただいたというようなことで、お引受けを頂きました。

そして今回アンバサダーとして、まずは第1弾として、当日お配りした巡業のパンフレットの裏表紙に写真つきで南阿蘇のふるさと納税のお願いの1面の写真を入れさせていただきました。そして今後はですね、同様に、村が発行する、ふるさと納税のPRのいろんなチラシ等に印刷物等に肖像権の使用をさせていただくというようなことでありましたり、今、観光局等や企画観光課、農政課等が各種イベントに出展をしております。そういったいろいろなイベントのときに、義ノ富士関が南阿蘇を応援していますというようなイメージが伝わるようなパネルを用意したいと考えております。そしてこれまた初めての試みであります。来年1月、南阿蘇じゃなくて、本場所両国国技館で開催されます。この初場所で義ノ富士関の取組のときに、南阿蘇村が懸賞金を1本7万円、15日間、これは小さいサイズですけど、この間のように土俵の周りを取組の前に、回らせていただくこの中で、熊本県南阿蘇ふるさと納税は南阿蘇村へというようなことを国技館にお集まりの観客の皆様にアピールをさせていただきたい、というような形で、これは広告費というような位置づけで懸賞を出させていただきます。今後、いろいろな機会をとらえまして、また、タイミングが合えば、また村内のイベント等で義ノ富士関にもまたゲストに来ていただけないとか、そういったことも、積極的にお願いをしていきながら、話題づくりと、そして南阿蘇村のふるさと納税のさらなる寄附の拡大に、お力をお貸し頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 山室昭憲 河内議員。

○7番 河内克也 はい。7番河内です。村長、副村長の御説明でよく分かりました。基金関係についてはもう、もう副村長おっしゃったとおりでよく分かりましたし、基金に積み立てるということは利子利息も発生しますんで、3億5,000万ですから200万ぐらい年間つくのかなという気持ちもありますし、そういう利点もあります。あと村長も、もう本当はよかったなという一言です、みらい会議でも村民の皆様が一生懸命ふるさと納税倍増プロジェクトということで一生懸命討議、討論していただきました。これはもう、村長だけ頑張るのではなくて、村民全体、そして我々議員、スクラムを組んでですね、本当、たくさん納税していただくように頑張っていきたいということを思いました。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに質疑ございませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありません

か。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第54号 南阿蘇村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長 山室昭憲 日程第4、議案第54号、南阿蘇村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。挙手を

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第55号 南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第5、議案第55号、南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手を願います。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第56号 南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第6、議案第56号、南阿蘇村移住定住促進空き家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。質疑あり

ませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。賛否については、8番市原議員がお帰りになってからやります。暫時休憩いたします。少し体調が悪いということで、

-----○-----

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

-----○-----

○議長 山室昭憲 再開をいたします。本案に賛成の方は挙手をお願いします。もう一度言います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第57号 南阿蘇村お試し移住滞在体験施設設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長 山室昭憲 日程第7、議案第57号、南阿蘇村お試し移住滞在体験施設設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第58号 令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号について

○議長 山室昭憲

日程第8、議案第58号、令和7年度南阿蘇村一般会計補正予算第5号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第59号 令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号について

○議長 山室昭憲 日程第9、議案第59号、令和7年度南阿蘇村介護保険特別会計補正予算第2号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 山室昭憲 日程第10、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は、可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第60号 指定管理者の指定について

○議長 山室昭憲 日程第11、議案第60号、指定管理者の指定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。太田村長。

○村長 太田吉浩 本日追加議案といたしまして上程いたしましておりますのは、指定管理者の指定が1件でございます。この議案につきまして説明を申し上げます。議案第60号、指定管理者の指定についてであります。本議案は、

新阿蘇大橋展望所ヨ・ミュールにつきまして、指定管理者の選定結果を受け、指定管理者候補を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議決を求めるものであります。選定しました候補者は、合資会社喜多食品、代表社員、大塚清信氏であります。指定期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。以上が、追加議案の提案理由でございます。何とぞ御理解を賜り、議決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 山室昭憲 これより、日程第11、議案第60号、指定管理者の指定についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第16 閉会中の継続調査について

○議長 山室昭憲 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各委員長より所管事務調査及び付託中の事務調査について、タブレットに配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり申出がっております。これに御異議ございませんか。異議ありませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしを認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。お諮りいたします。本定例会中、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理に要するものにつきましては、議長に委任することと決定をいたしました。

-----○-----

○議長 山室昭憲 以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和7年第4回南阿蘇村議会定例会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

お疲れ様でした。

-----○-----

午後10時24分 閉会